１４　仕切弁設置の取扱い

仕切弁は、水道使用中止及び給水装置の修理を行う際に止水するため、給水管の途中又はメータに連結して設けるもので、給水装置の維持管理上重要な役割をもっている。

14.1　設　置　位　置

（１）配水小管から分岐する場合

道路との境に近接した屋外宅地内に仕切弁Ａ、口径75mm以上は耐震型ソフトシール仕切弁（75～250㎜はＧＸ型、300,350mmはＮＳ型）を設置する。

（２）既設給水管から分岐する場合

その分岐点に最も近い屋外宅地内に設置する。

14.2　設置位置の特例

（１）配水小管から分岐する場合

ア　単独給水管でメータの設置位置が公私境界線から10m以上離れる場合

（ア）口径５０㎜以下

第１止水栓としてステンレス製ボール止水栓（以下「仕切弁Ｂ」という。）を道路ぎわの宅地内（宅地内に設置できない場合は公道内)に設置し、更にメータの上流側に原則として仕切弁Ａを設置する。ただし、将来支分が予想される場合、又は修繕工事の施行が困難な場所に配管する場合は、その距離が10m未満であっても同様の扱いとする。

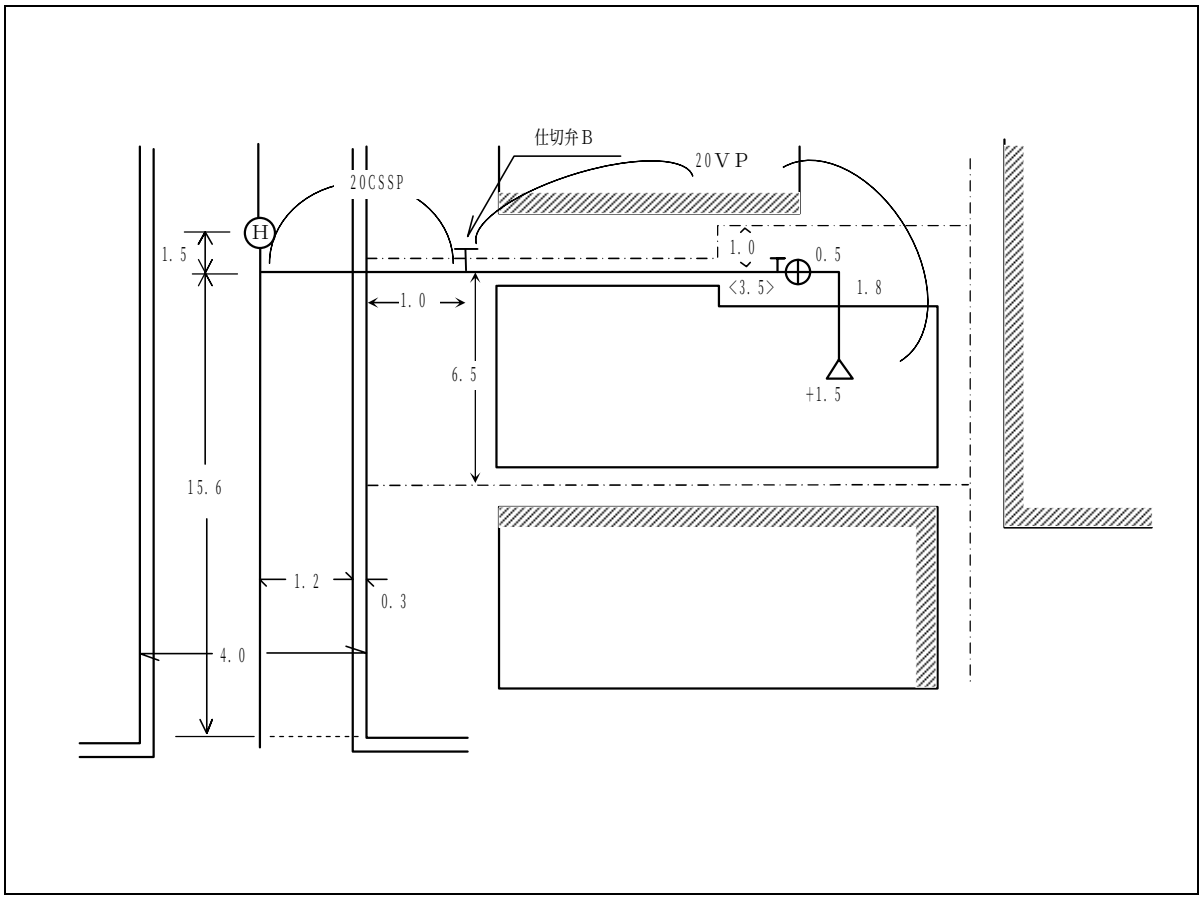

（イ）口径７５㎜以上

道路ぎわの宅地内（宅地内に設置できない場合は公道内）には、耐震型ソフトシール仕切弁を設置し、さらにメータの上流側に原則として別の仕切弁を設置する。

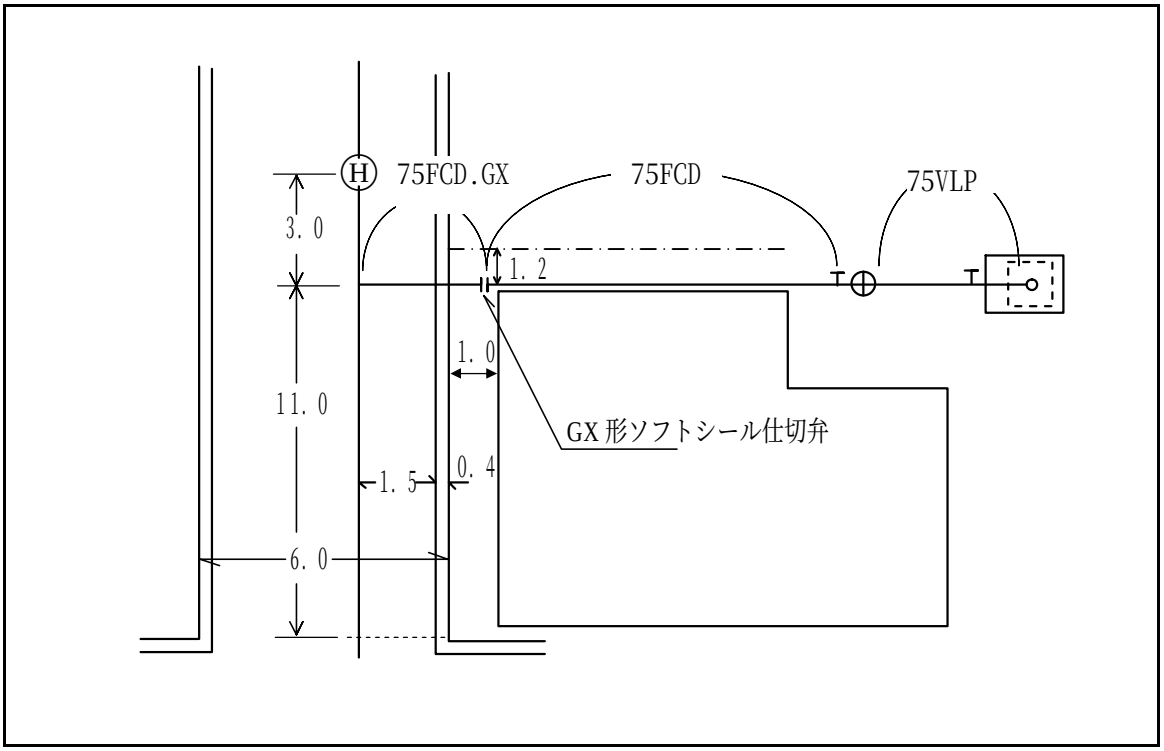

イ　連合給水管の場合

連合給水管の第１止水栓として、仕切弁Ｂ（口径75㎜以上の場合には、耐震型ソフトシール仕切弁）を道路ぎわの宅地内に設置する。

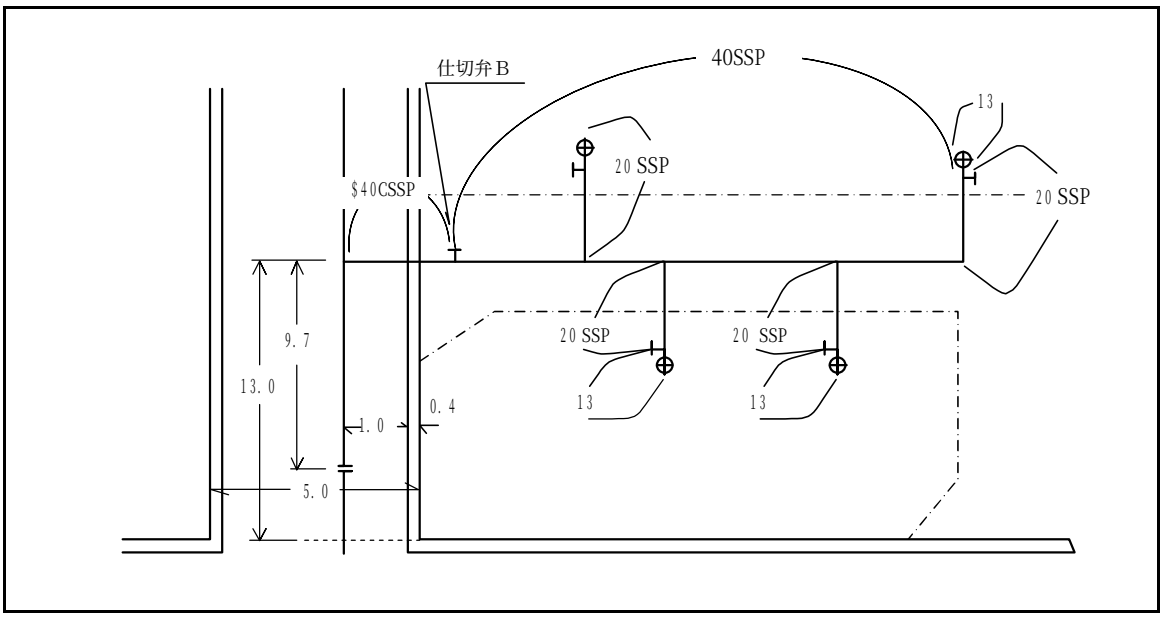

ウ　特殊な立地条件の場合

道路との境に近接した宅地内に仕切弁の設置ができない場合や、道路の縦方向10m以上にわたって給水管を布設する場合又は水路、歩車道等を横断し給水管を布設する場合は、公道内に仕切弁Ｂ（口径75㎜以上の場合には、耐震型ソフトシール仕切弁）を設置する。

この場合、さらにメータ上流側に仕切弁Ａ（口径75㎜以上の場合には、耐震型ソフトシール仕切弁）を設置する。

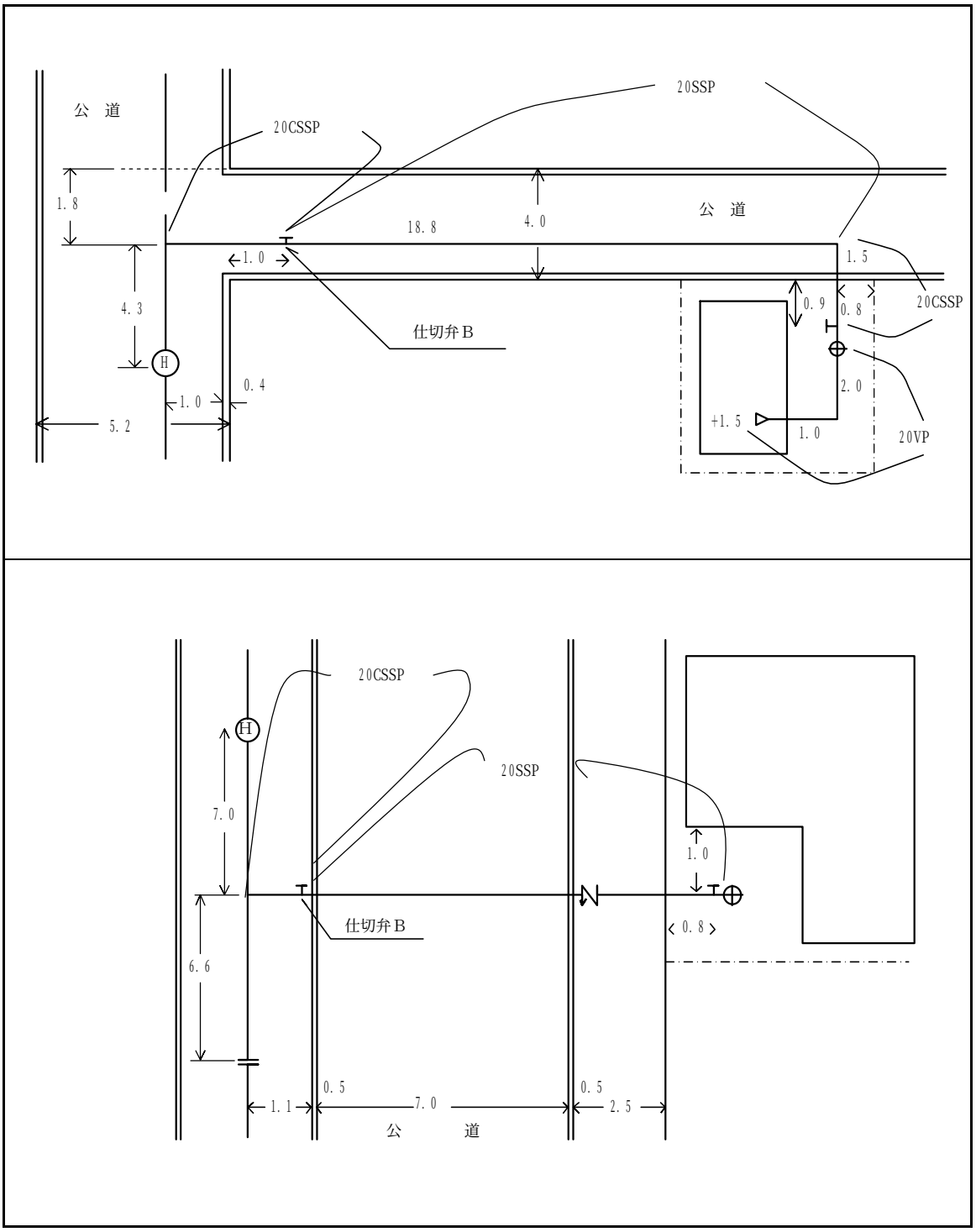

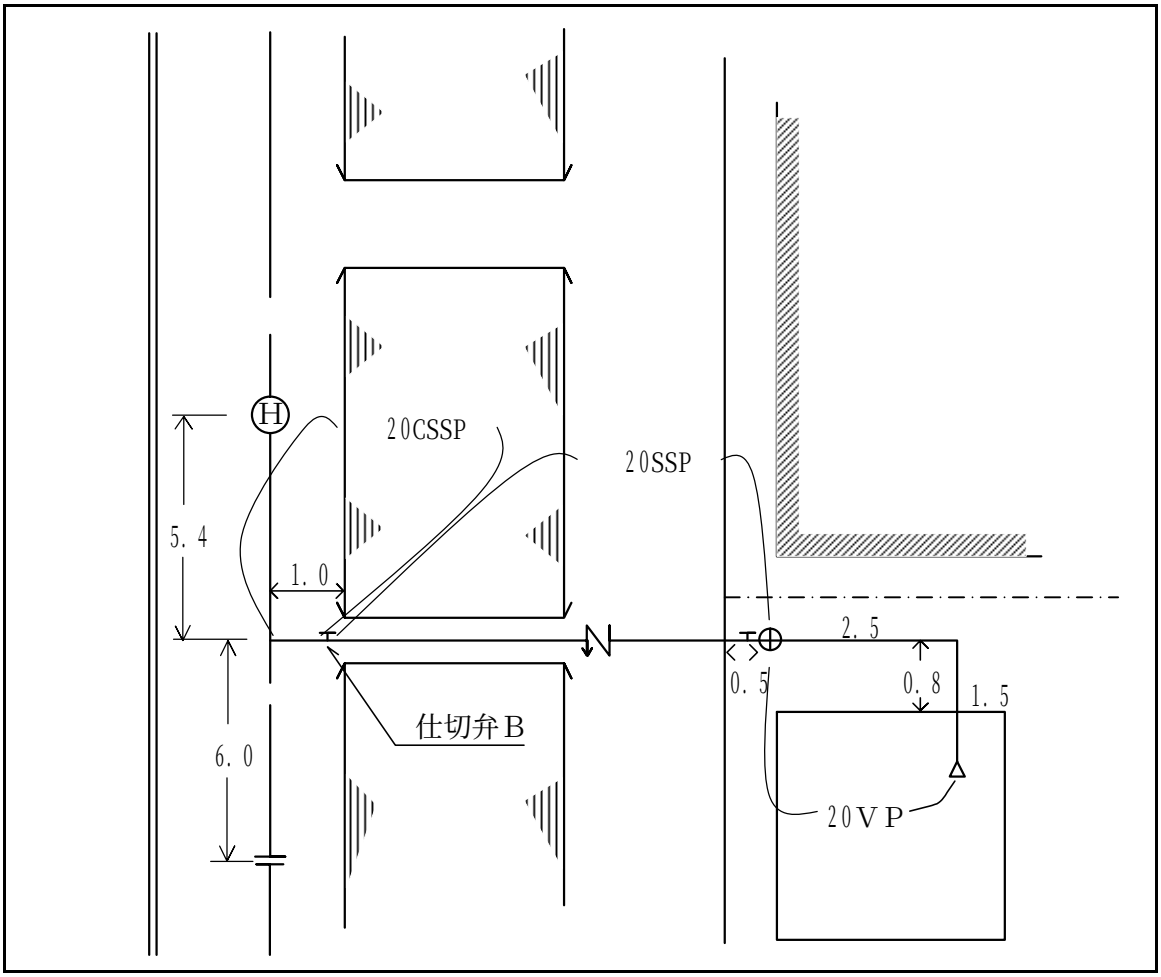

（２）給水管から分岐する場合

支分工事等の理由により、仕切弁Ａを Ｂ形として利用する場合は、仕切弁Ａに仕切弁用シモクを取り付けＢ形に加工する。

なお、仕切弁Ａの加工方法については、「14.3.1(5)仕切弁Ａの加工」を参照のこと。

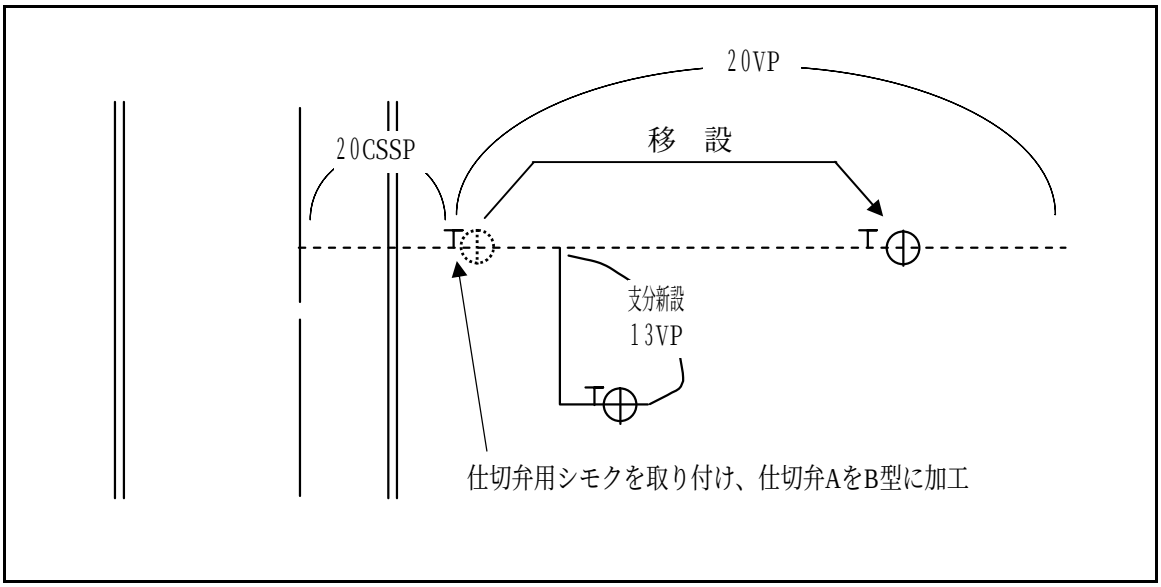

仕切弁（東京都規格）

鉛の浸出基準の強化に伴い仕切弁の規格の改正を行った。新規格品の確認方法は新基準適合シールまたは、不滅インキによる ㊅ マークによる。

（１）仕切弁Ａ形

Ａ形はメータに直接連結して設けるもので、接続する給水管の種類に応じて、ＳＳＰ用（ステンレス鋼管用）とＶＰ用（ビニル管用、鋼管用、鉛管用）の２種類がある。

メータ接続部の形状は、13～40㎜がソケット形、５０㎜がフランジ形になっており、ソケット形には、使用メータのねじ規格にあわせ、都形（区部及び多摩地区一部用）と上水形（多摩地区用）がある。

なお、上水形はメータソケットのナット部に「上水」と表示されている。

Ａ形の形状	備　　考
ＳＳＰ用 ソケット形 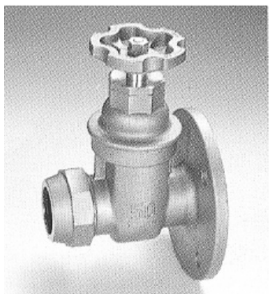 フランジ型	○適用口径（㎜） 13、20×13、20、25、30、40、50 ※20×13㎜用は、分岐・配管口径が20㎜でその先に呼び径13㎜のメータを設置する時に使用する。ただしSSP用に限られる。
ＶＰ用 ソケット型 フランジ型	

（２） 仕切弁Ｂ形

Ｂ形は、管の中途に設けるもので、一方がステンレス鋼管接続用で、他方がＡ形と同様に接続管種に応じて、ＳＳＰ用又はＶＰ用の２種類になっている。

Ｂ 形 の 形 状	
ＳＳＰ用	ＶＰ用
備　考	○適用口径（㎜）　20、25、30、40、50

仕切弁（都仕様）

仕切弁Ｂ形（ステンレス製ボール止水栓）

Ｂ形（ステンレス製ボール止水栓）は、管の中途に設けるもので、一方がステンレス鋼管接続用で、他方がＡ形と同様接続管種に応じて、ＳＳＰ用又はＶＰ（又はＨＩＶＰ）用の３種類があり、ＶＰ（又はＨＩＶＰ）用は、ユニオンソケットが一体構造となっている。

Ｂ 形（ステンレス製ボール止水栓）の 形 状	
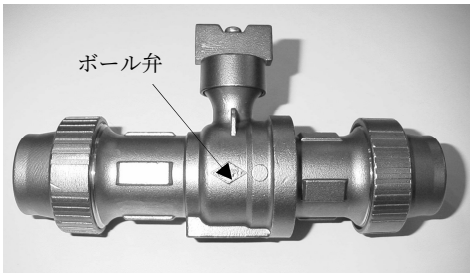	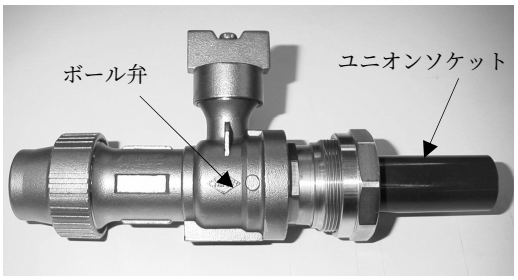
ＳＳＰ用	ＶＰ（又はＨＩＶＰ）用
備　考	○適用口径（㎜）　20、25、30、40、50

＜注意＞　仕切弁は弁体が水の通路を垂直に仕切って開閉する構造であるため、流量調整等の給水制御を目的として使用してはならない。

14.3　仕切弁の取付け

仕切弁は、接続する管の種類、設置位置等によって取り付け方法が異なっており、施工に当たっては十分注意することが必要である。

14.3.1　仕切弁「A」の取付け

（1）ステンレス鋼管に接続する場合

ア　仕切弁A、ＳＳＰ用を使用する。

イ　仕切弁に接続する管の端に溝を付け部品を差し込む。

なお、この場合の差し込み手順及び接続要領は、「19.1(1) 伸縮可とう式継手による接合」を参照。

ウ　仕切弁の管挿入部には、ストッパが付いているので、これに当たるまで管を差し込む。

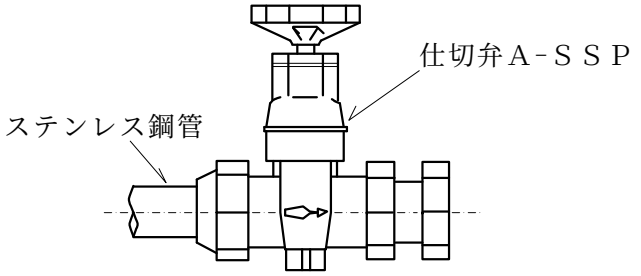

（ＳＳＰ用仕切弁Aの取付状態）

（2）ビニル管に接続する場合

ア　仕切弁A、ＶＰ用を使用する。

イ　仕切弁接続口（上流側）にビニルバルブソケット（ねじ部が砲金のもの）を取り付ける。

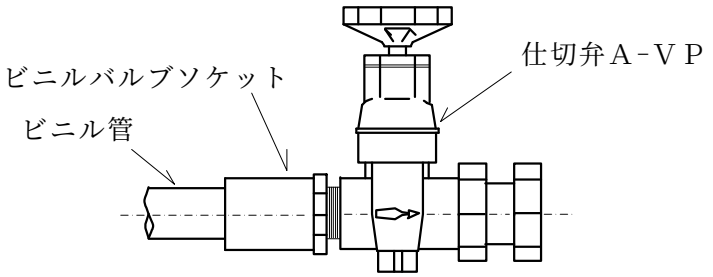

（ＶＰ用仕切弁Aの取付状態）

（3）鉛管に接続する場合

ア　仕切弁A、ＶＰ用を使用する。

イ　仕切弁接続口（上流側）に鉛管用シモクをねじ込んで接続する。

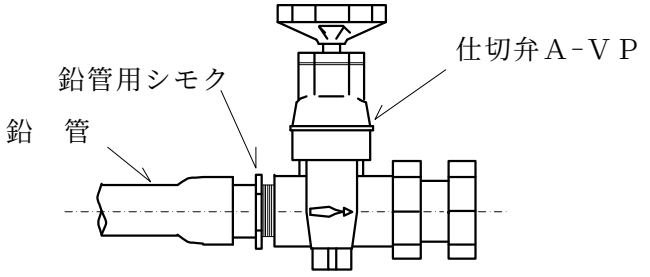

（４）ライニング鋼管に接続する場合

ア　仕切弁Ａ、ＶＰ用を使用する。

イ　仕切弁接続口（上流側）に、ニップル及び鋼管用ユニオンを取り付ける。

ウ　ライニング鋼管の管端をねじ立てし、ユニオンに接合する。

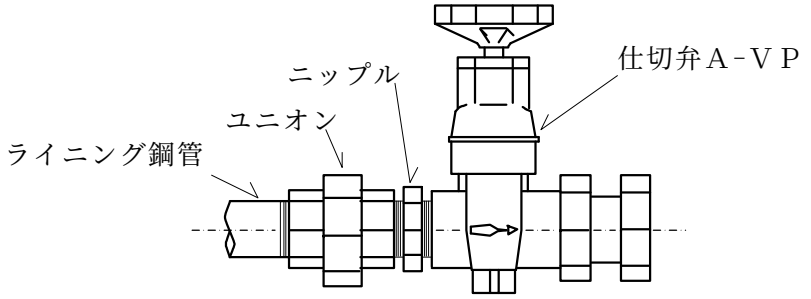

（５）仕切弁Ａの加工

メータ位置変更等に伴って、既存メータの位置を移動するときは、次により既設仕切弁Ａを､そのまま仕切弁Ｂ形に加工し使用することができる。

ア　口径13～40㎜の場合は、下図のように仕切弁Ａ下流側の袋ナット（メータ連結用）を外し、仕切弁用シモクを取り付ける。

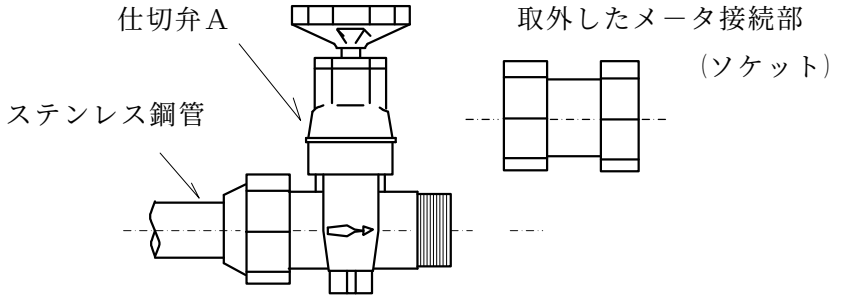

（ナットを取外した状態）

イ　呼び径50㎜の場合は、フランジ部に仕切弁用シモクを取り付ける。

ウ　接続する給水管の種類に応じ、継手部へさらに次の継手を取り付ける。

（ア）ステンレス鋼管 …… おねじ付ソケット

（イ）ビニル管 …… ビニルバルブソケット（ねじ部が砲金のもの）

（ウ）ライニング鋼管 …… ニップル及び鋼管用ユニオン

（工）鉛　　管 …… 鉛管用シモク

（オ）銅　　管 …… 銅管用シモク

エ　加工が終了したときは、当該箇所をポリエチレンシート、仕切弁きょう等で保護する。

仕切弁Ａ－ＳＳＰ〔φ１３～φ４０〕

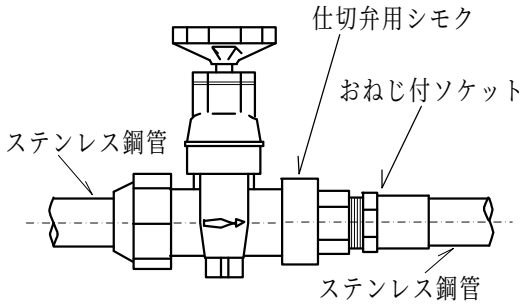

仕切弁Ａ－ＳＳＰ〔φ５０〕

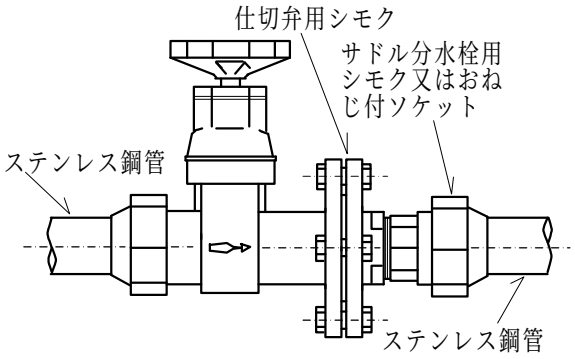

－ＳＳＰ用の加工－

仕切弁Ａ－ＶＰ〔φ１３～φ４０〕

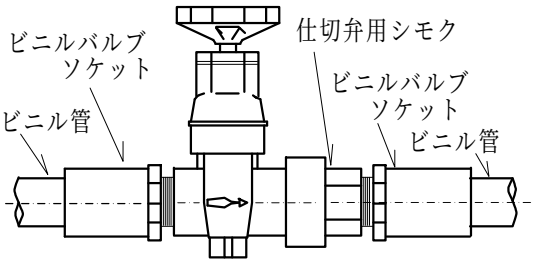

仕切弁Ａ－ＶＰ〔φ５０〕

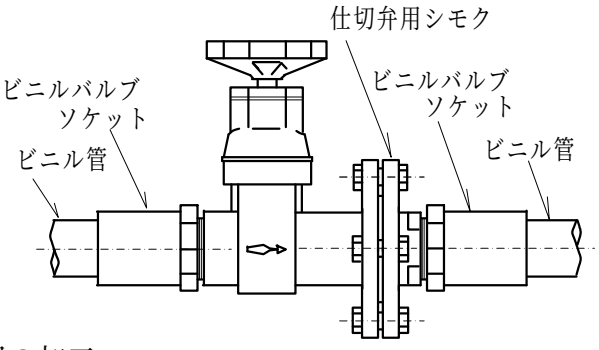

－ＶＰ用の加工－

【仕切弁Ａの加工図例】

（６）仕切弁Ａ（13～40㎜）取付上の注意

区部及び市町で使用しているメータのねじには、都規格型（都ねじ）と日本水道協会型（上水ねじ）があるので、仕切弁Ａ（13～40㎜）を取り付ける場合は、当該区域で使用しているメータの「ねじ規格」に適合したものであることを確認する。

なお、上水ねじのメータソケットは、ナット部に「上水」と表示されている。

区域別のメータのねじ規格は下表のとおりである。

都ねじ	区部、多摩ニュータウン地域、青梅市、小金井市、立川市、 多摩市(新設のみ)、町田市(30㎜を除く。)
上水ねじ	上記以外の多摩地区市町(八王子市の13㎜(Ｋねじ)を除く。)、 町田市(30㎜)

14.3.2　仕切弁「B」の取付け

仕切弁Bは、一方がステンレス鋼管用で、他方がステンレス鋼管に接続するＳＳＰ用とビニル管等ステンレス鋼管以外の管と接続するＶＰ用があるが、取り付け方法等は前項の「A形」と同様である。

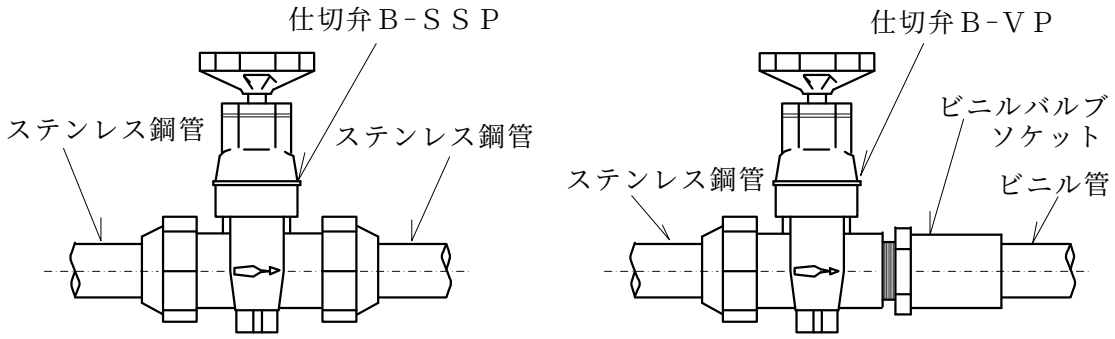

仕切弁Ｂ－ＳＳＰ　　仕切弁Ｂ－ＶＰ

仕切弁Ｂの取付状態

14.3.3　仕切弁「B」（ステンレス製ボール止水栓）の取付け

仕切弁Ｂ（ステンレス製ボール止水栓）は、一方がステンレス鋼管用で、他方がステンレス鋼管に接続するＳＳＰ用とビニル管等、ステンレス鋼管以外の管と接続するＶＰ（又はＨＩＶＰ）用の３種類があり、ＶＰ（又はＨＩＶＰ）用は、ユニオンソケットが一体構造となっている。

ステンレス製ボール止水栓　Ｂ－ＳＳＰ

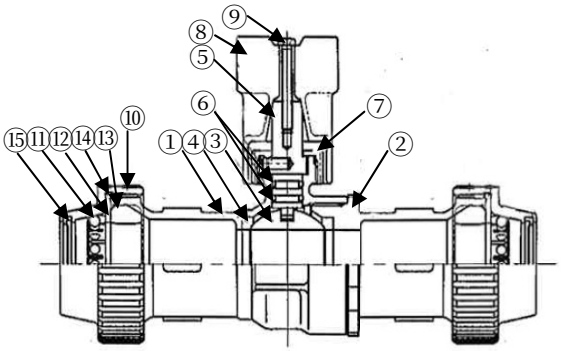

番号	部品名称	番号	部品名称
①	胴	⑨	止めねじ
②	ボール押さえ	⑩	締付けナット
③	ボール	⑪	ロック部材
④	ボールシート	⑫	パッキン押え
⑤	栓棒	⑬	パッキン
⑥	Ｏリング	⑭	防塵シール
⑦	キャップ	⑮	防塵シール
⑧	ハンドル		

ステンレス製ボール止水栓　Ｂ－ＶＰ／Ｂ－ＨＩＶＰ

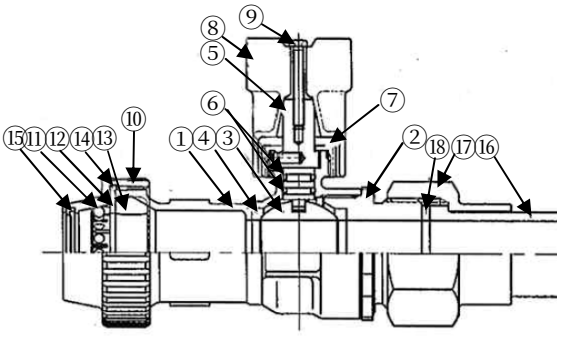

番号	部品名称	番号	部品名称
①	胴	⑩	締付けナット
②	ボール押さえ	⑪	ロック部材
③	ボール	⑫	パッキン押え
④	ボールシート	⑬	パッキン
⑤	栓棒	⑭	防塵シール
⑥	Ｏリング	⑮	防塵シール
⑦	キャップ	⑯	ユニオンソケット
⑧	ハンドル	⑰	ガイドナット
⑨	止めねじ	⑱	ガスケット

14.3.4　ＧＸ形ソフトシール仕切弁の取付け

ＧＸ形ソフトシール仕切弁と給水管との接続は、「19.9.4 ＧＸ形継手管の接合」による。

14.4　仕切弁（制水弁）きょうの設置

仕切弁（制水弁）きょうは、その設置及び仕切弁の口径に適した所定のものを、次により設置する。

（１）仕切弁（制水弁）きょうの使用区分

①　仕切弁口径５０㎜以下の場合

設置箇所	使用する 仕切弁きょう	備　考
車　道	６０㎝以上	仕切弁の口径に応じ、 １３～２５㎜用と３０～５０㎜用がある。
歩　道	５０㎝以上	
私　道		
宅　地	３０㎝	

②　仕切弁口径７５㎜以上の場合

仕切弁口径	制水弁きょうの形状等		
	頭部の形状	材　質	備　考
７５～２００㎜	円　形	ダクタイル鋳鉄	給水管用を使用
２５０～３５０㎜			配水管用と共用
７５㎜（参考）	六　角　形	〃	集中分岐管に使用

※　形状等、設置例については「配水管工事標準図」を参照。

（２）仕切弁の開閉操作に支障のないよう、正しい位置に設置する。

（３）ずれ、沈下等が生じないよう仕切弁(制水弁)きょうの周囲を十分つき固める。

（４）仕切弁(制水弁)きょう頭部が地表面と同じレベルになるように垂直に設置する。

（５）仕切弁きょうの下部に底板又は受板を設置する。

なお、制水弁きょうの場合は、下部に制水弁きょう用基礎ブロック等を設置する(配水管工事標準図を参照する。)。

（６）制水弁きょうについて、口径７５～２００㎜の場合は、「水道給水弁」と鋳出しされた給水管用の制水弁きょう（都規格）を使用する。

また、口径２５０～３５０㎜の場合は、配水管用と共用とし、配水管用と区別するため、「給水弁」の標示板を制水弁きょうのクサリ取付けフック、蝶番部等に塩化ビニル被覆銅線で堅く結びつける（「21.3 制水弁きょう標示板の取付」参照）。

（７）仕切弁Ｂ形(ステンレス製ボール止水栓)を設置した場合、仕切弁きょうの蓋裏又は胴の内側に「ステンレス製ボール止水栓」の標示シールを目視にて容易に確認できる箇所に貼り付ける。

１５　メータ設置の取扱い

水道メータは、水道料金の徴収に必要な使用水量を計量するために設置するものであり、水道使用者の負担する料金額を決定するための基本となるものである。

15.1　メータ設置位置等

メータは、以下に定める基準に基づき設置する。

（１）原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内

（２）原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置

（３）点検及び引換作業を容易に行うことができる場所

（４）衛生的で損傷のおそれがない場所

（５）水平に設けることができる位置

15.2　メータの設置基準

水道料金は、給水管の呼び径に応じて格差を設けるという口径別料金制度を採用している。

口径別料金制度は、水道使用者に供給し得る最大供給量値に対応した料金単価を設定し、これにより料金負担の公平化を図ろうとするものである。

この料金制度の主旨を活かすためには、次の点を確立する必要がある。

「１使用者１給水契約の原則」
「１給水契約１計量の原則」

15.2.1　給水装置メータ設置基準

（１）原　　則

メータは、１建築物に１個設置する。

なお、次のものは、「１建築物」とみなす。

※　増圧給水設備以下の給水装置のメータ設置基準は、「15.2.2 増圧給水設備以下の給水装置及び受水タンク以下装置のメータ設置基準」による。

ア　同一敷地内(注１)で、同一目的(注２)に使用される建築物、又は施設〔学校、病院、工場等〕	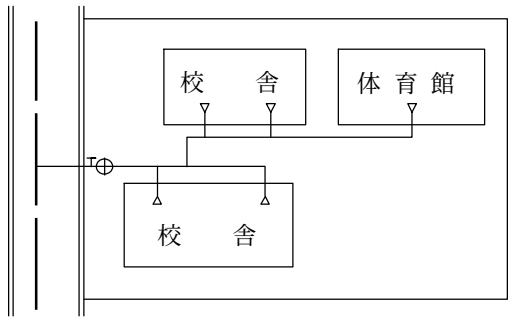
イ　同一使用者(注３)が同一敷地内に設置する２以上の建物、又は施設〔倉庫、車庫、駐車場等〕	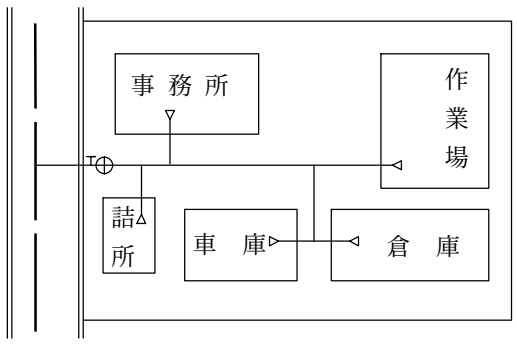

（2）例　　外

次のような場合は、１建築物について２個以上のメータを設置することができる。

ア　同一使用者が、水道を公衆浴場用(営業主の家事の用を含む。)とその他の用に使用するもの。

この場合、給水条例施行規程第22条の4の規定により、それぞれの使用水量を計量できる装置でなければならない。

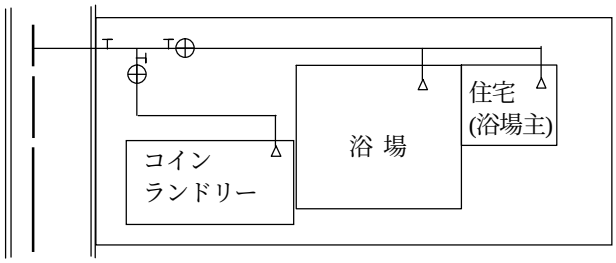

イ　１建築物が、機能的に独立した事業用と住宅専用に分割されているもので、各々の使用者が異なるもの。

この場合、事業用部分と住宅専用部分にそれぞれメータを１個設置することができる。

ウ　１建築物内が、機能的に独立した２戸以上の住宅又は店舗、事務所等に分割されているもので各戸の使用者が異なるもの。

この場合、各戸にそれぞれメータを１個設置することができる(注４)。

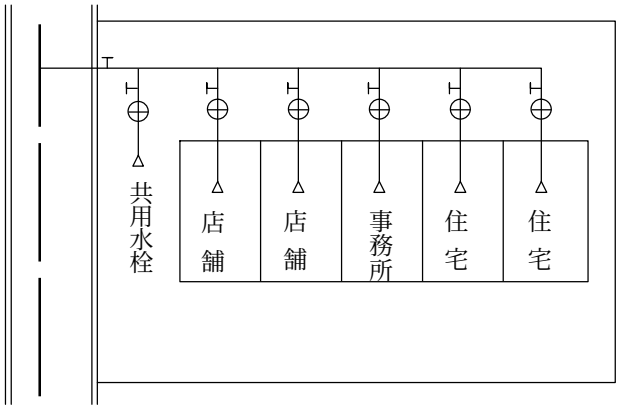

エ　建物又は装置の構造上、一括計量するメータの設置が不適当(水質保全上)、あるいは困難(技術上、経費上)と認めたもの（注５）。

この場合、取扱事業所長が必要と認める最少個数のメータを設置することができる。

なお、この場合の水道料金は給水条例第23条の5の規定による料金を適用する。(注６)

オ　同一敷地内において、水道を従量料金２分の１減額適用のもの(公衆用水飲栓及び公衆便所等)と、その他用に使用するもの。

この場合、２分の１減額適用のものと、その他用の部分にメータを各１個設置することができる。

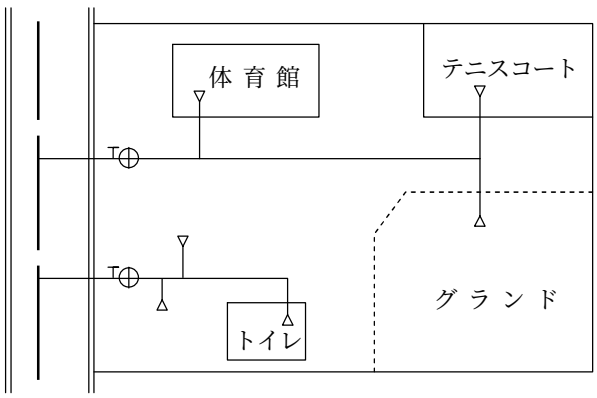

(注１)同一敷地内

同一敷地内とは、特定の１使用者が占有する区画で、他占用者の敷地に接する敷地内のものをいう。ただし、当該敷地内に不特定多数の人が常時自由に通り抜けられる道路等がある場合は､同一敷地内とはみなさない。

(注２)ア　同一目的

同一目的とは、水道の使用目的が同一のものをいう。

「同一法人内における事務所と工場」のように、個々の使用実態は異なるが、いずれも同一法人の事業目的を遂行するためのものである場合などは、使用目的が同一のものとみなす。

イ　次のものは同一目的とはみなさない。

「店舗と店主の住宅」、「工場と社宅(寮)」など、事業用水と生活用水のように、使用目的が明確に区分されているもの。(例１～３)

〔例１：工場と社宅〕 社宅では、事業用水としてではなく､生活用水として使用されるため、使用目的が異なる。	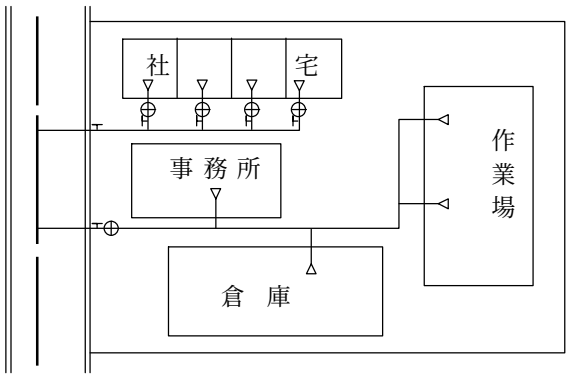
〔例２：公園施設と公民館〕 公民館も公園施設も公共的施設であるが、公民館は公園の維持管理の目的に使用されるわけではないので、使用目的が異なる。	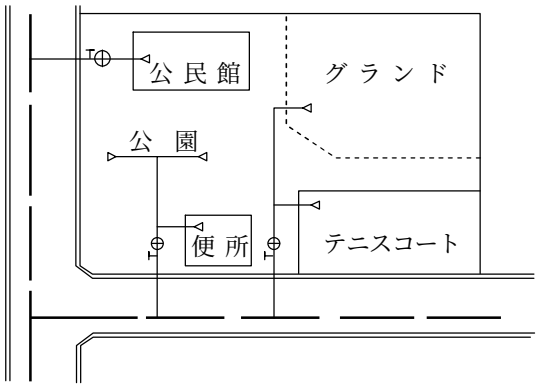
〔例３：駅と本社事務所〕 駅と本社事務所の建物が分離している場合、駅は乗客の乗降に使用され、本社事務所はその駅の付帯設備でなく、総合的な事務を行う目的で使用されているので、使用目的が異なる。	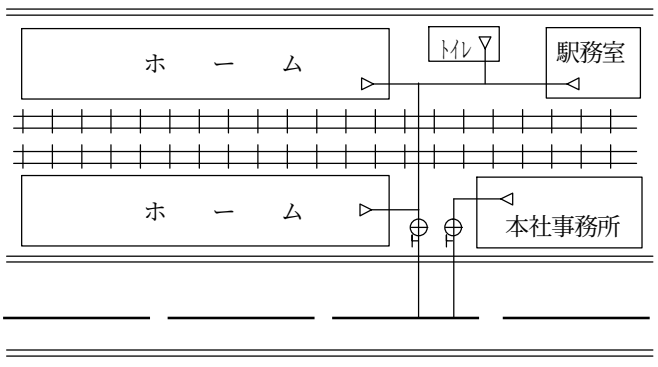

(注３)ア　同一使用者

同一使用者とは、使用者(給水契約者)名義が同一のものをいう。

なお、「法人名」と「その法人の工場名」等、同一法人で組織名のみ異なるものも同一名義とみなす。

イ　次のものは、同一使用者とはみなさない。

【実使用者が異なるもの】

マンション、貸家(室)等において、各戸(室)の使用者名義がいずれも家主、又は管理人等になっているが、実際の使用者は異なっているもの。

なお、入居者が未定のため、暫定的に家主又は管理人等の名義としているものについても、実使用者が異なるものとみなす。

【料金負担者が異なるもの】

国における各省、都における各局、区における各部等行政目的がそれぞれ異なるため支払会計が異なるもの、並びに大学における各学部ごとに独立採算制をとっているため支払会計が異なるもの。その他、これに準じるもの。

(注４)各戸にメータ設置ができないもの

建築物内が数戸に分割されているものであっても、炊事場、便所等、生活上不可欠な部分を共用する場合は、各戸が機能的に独立しているとはみなさない。	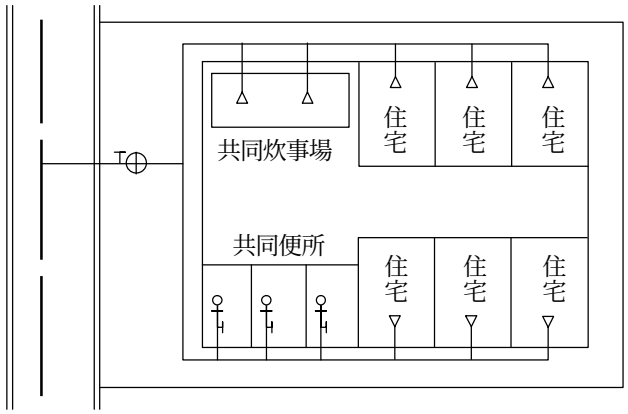

(注５)一括計量するメータの設置が不適当、あるいは困難と認められるもの（例１から３）

〔例１〕 給水管の延長が極端に長くなり、停滞水が発生するおそれがあるなど、装置の構造上、水質面に悪影響を及ぼすと認められるもの。	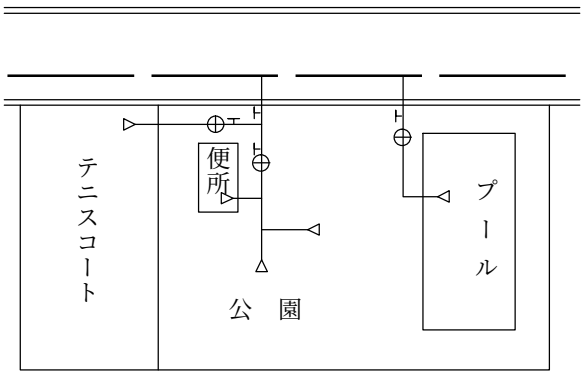 ※　季節により使用水量に極端な変化があり、停滞水が発生するおそれがある場合

（注５の続き）

〔例２〕 配水小管の口径と所要水量との関係から、単一の装置を設置することが技術上困難と認められるもの。	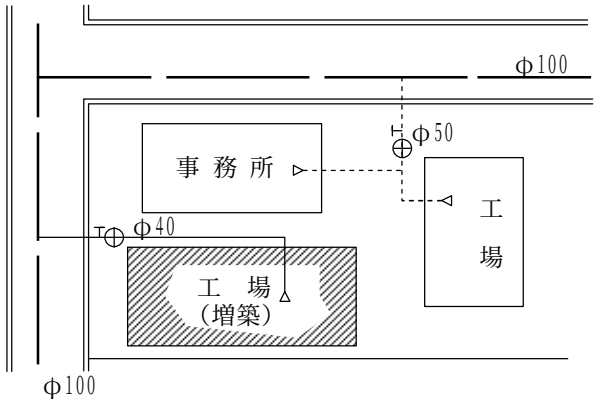
〔例３〕 建物の構造上又は経費上単一の装置を設置することが困難と認められるもの。	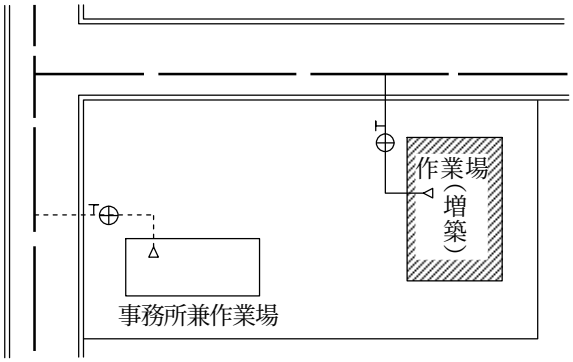

(注６)同一敷地内に２個以上のメータを設置し、給水条例第 23 条の 5 に規定する料金の適用を受ける場合の設計審査申込書への記入事項

「水量総計扱い（他 ○件)」の字句、水量総計扱いとなる他のお客さま番号及び当該敷地内のメータ設置状況が容易に確認できる概略図を「設計審査申込書」の摘要欄又は図面欄に記載する。

【概略図の内容】

ア　当該敷地図

イ　メータまでの配管概略図

ウ　当該装置の水道番号

（概略図の記載例：セ１の設計審査申込書の場合）

水量総計扱い（他２件）
00-000002-11
00-000003-12

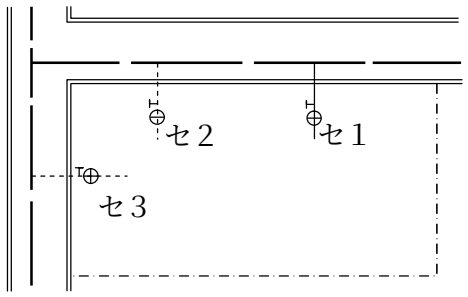

15.2.2　増圧給水設備以下の給水装置及び受水タンク以下装置のメータ設置基準

給水装置メータ設置基準では、メータは１建築物に１個設置するとしている。

しかし、この取扱いでは、公営住宅、マンション等の高層住宅に居住し、水を使用する者と、直圧方式により給水を受ける者との間に料金算定上格差が生じる結果となるので、一定の要件に適合する場合は、増圧給水設備以下の給水装置及び受水タンク以下装置に複数のメータを設置することができる。

（1）住宅専用建築物

ア　原　則　：　子メータ(注１)は設置しない（図－1､2）。

【料金の適用】

（ア）親メータ(注２)の呼び径の料金を適用する。

（イ）使用者から申請があったもので､「給水条例施行規程 第20条の4 共同住宅扱いの適用基準」に適合するものは､「給水条例 第23条の4」の料金を適用する。

図－１

【受水タンク方式】

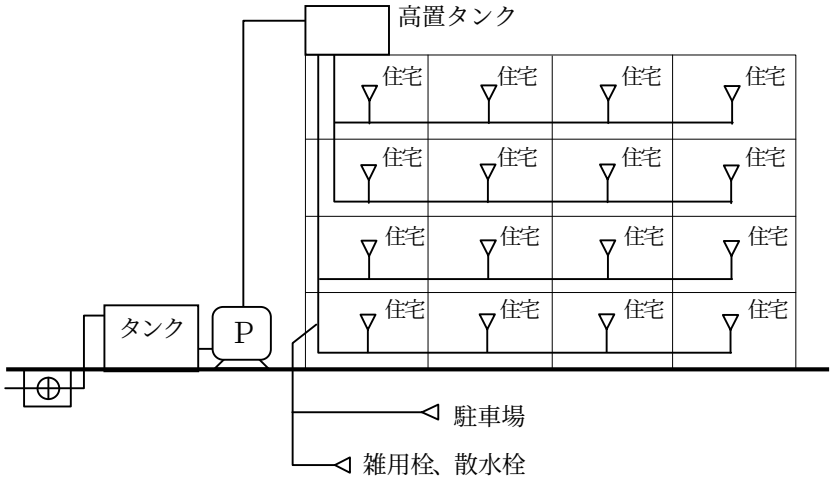

図－２

【増圧直結給水方式】

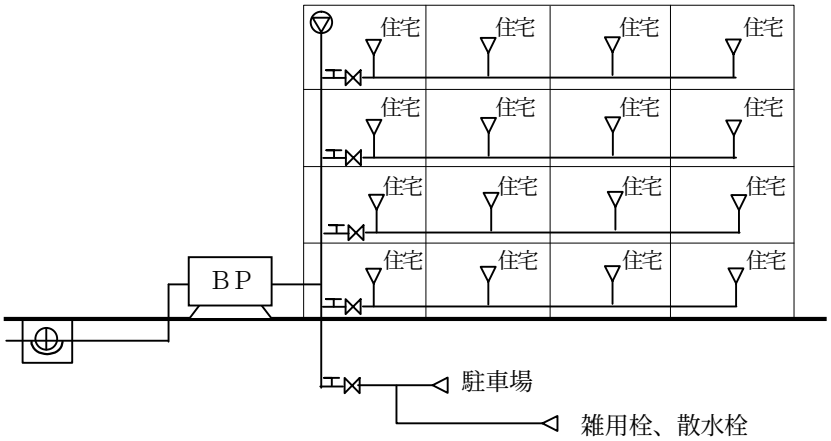

イ　例　外 ： 各戸及び共用部分に子メータをそれぞれ１個設置することができる（図―3､4）。

【条　件】

（ア）使用者等から申請があったもので各戸の使用者が異なること。

（イ）各戸及び共用部分の使用水量を区分して計量できる装置であること。

（ウ）各戸が住宅として機能的に独立していること。

（エ）住宅部分の水道はもっぱら家事の用に使用すること。

なお、共同の浴場、炊事場等を有しているものは、メータ設置の対象とならない。

【共用部分の範囲】

散水栓、給湯設備、冷暖房設備、駐車場等については、これらの使用水量を一括して計量するメータを１個設置する。

図－３

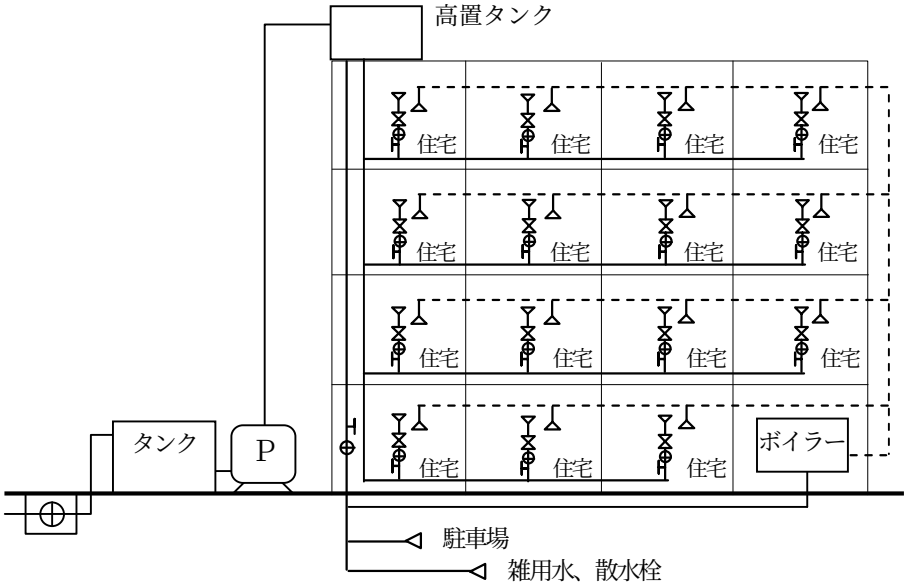

図－４

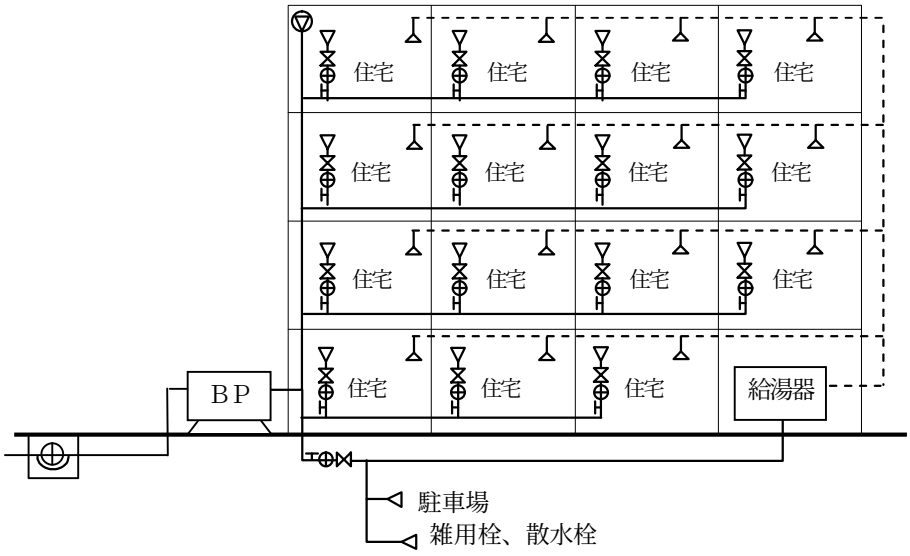

（2）住宅店舗併用建築物

増圧給水設備以下の給水装置又は受水タンク以下装置が住宅部分と非住宅部分とに区分され、各部分の水道使用者が異なるもので、都が提示するメータ設置条件を承諾するものについては、次によりメータを設置する。

＜住宅部分＞

ア　原　則　：　一括計量する子メータを設置する（図－5､6､7）。

【料金の適用】

（ア）子メータの呼び径の料金を適用する。

（イ）使用者から申請があったもので､「給水条例施行規程 第20条の4 共同住宅扱いの適用基準」に適合するものは、「給水条例 第23条の4」の料金を適用する。

図－５

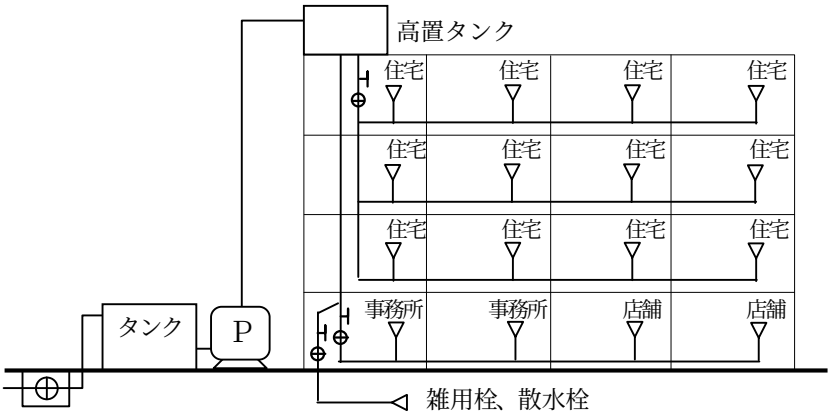

図－６

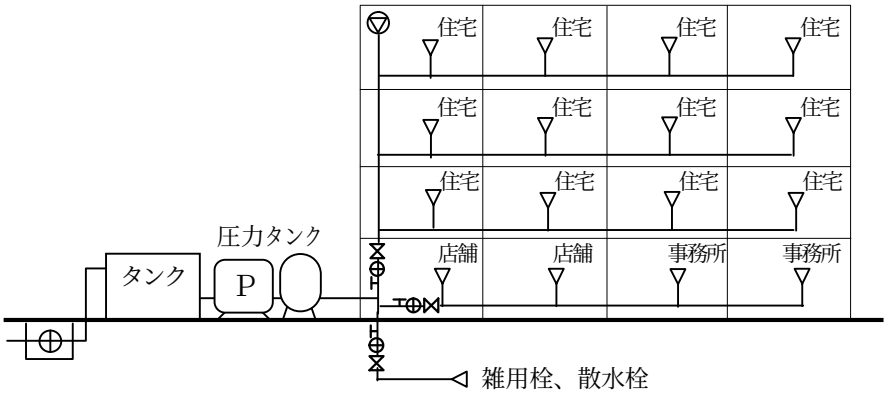

図－７

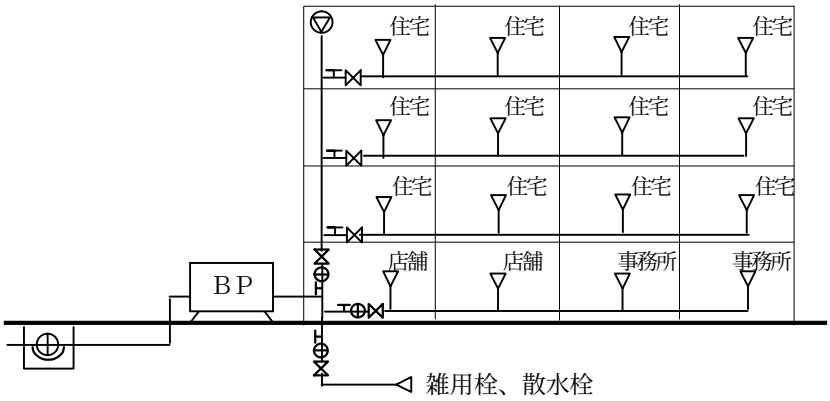

イ　例　外 ： 各戸及び共用部分に子メータをそれぞれ１個設置することができる（図－8、9、10）。

【条　件】

（ア）使用者等から申請があったもので各戸の使用者が異なること。

（イ）各戸及び共用部分の使用水量を区分して計量できる装置であること。

（ウ）各戸が住宅として機能的に独立していること。

（エ）住宅部分の水道はもっぱら家事の用に使用すること。

なお、共同の浴場、炊事場等を有しているものは、各戸メータ設置の対象とならない。

【共用部分の範囲】

散水栓、給湯設備、冷暖房設備、駐車場等については、これらの使用水量を一括して計量するメータを１個設置する。

図－８

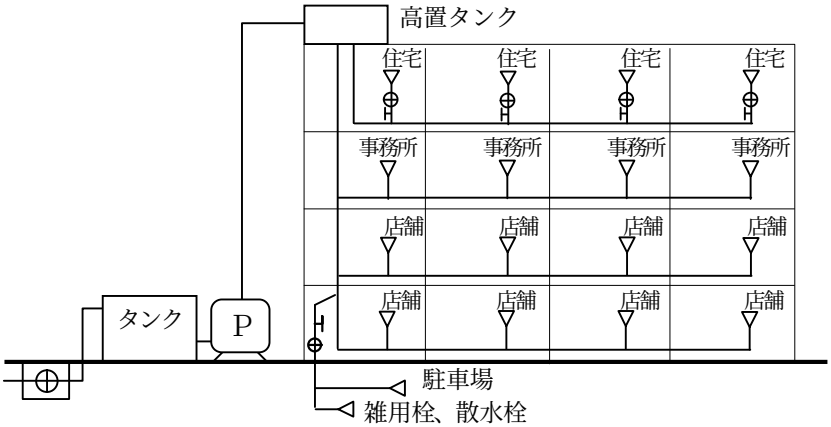

図－９

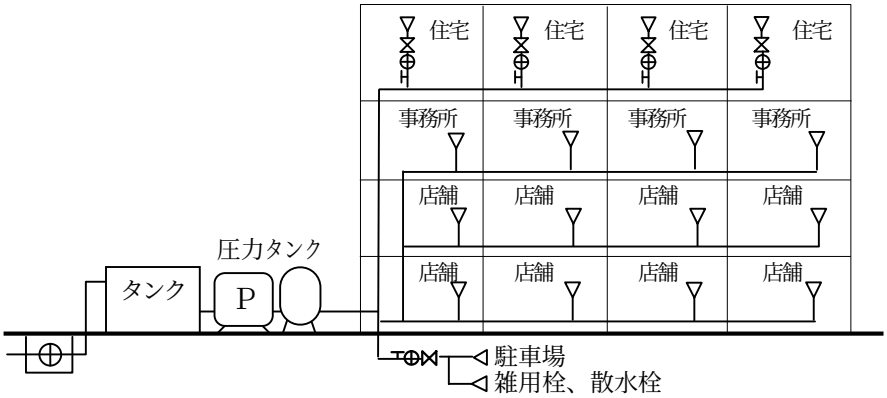

図－１０

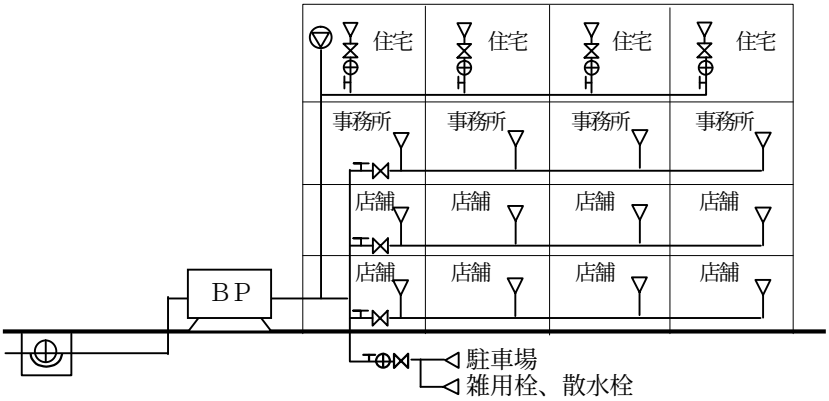

＜非住宅部分＞

ア　「当該建築物における非住宅部分の床面積比が５０％以上、かつ非住宅部分の装置の集約水管の口径(注３)が親メータの呼び径より大きいのもの」については、子メータを設置しない（図－8､9､10）。

【料金の適用】

親メータと子メータの差引水量により親メータの呼び径の料金を適用する。

イ　ア以外の住宅店舗併用建築物

【原　則】：一括計量するメータを設置する（注4、図－5､6､7）。

【例　外】：取扱事業所長が必要と認める最少個数の子メータを設置することができる。

（条　件）

「取扱事業所長が装置の構造上、一括計量する子メータの設置が不適当あるいは困難と認めたもの」であり、「給水条例 第23条の5 二以上の量水器により使用水量を計量するものの料金」を適用することを条件とする。

＜住宅部分及び非住宅部分の共用部分＞

一括計量する子メータを設置する（図－5､6､7及び図－11､12）。

【共用部分の範囲】

散水栓、給湯設備、冷暖房設備、駐車場等については、これらの使用水量を一括計量するメータを１個設置する。

図－１１

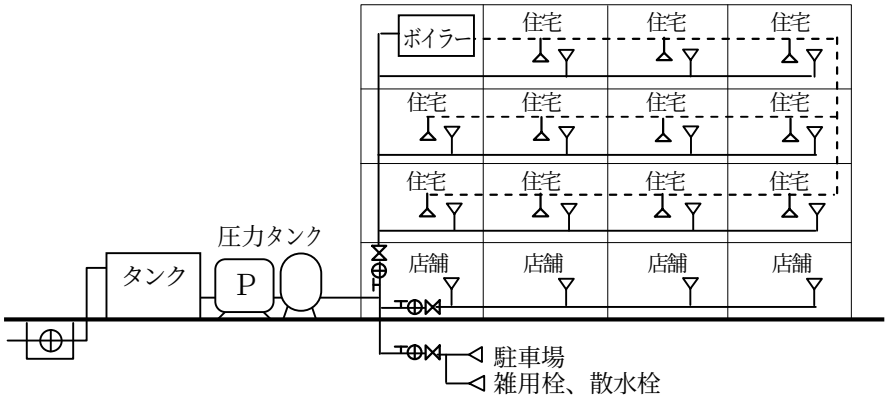

図－１２

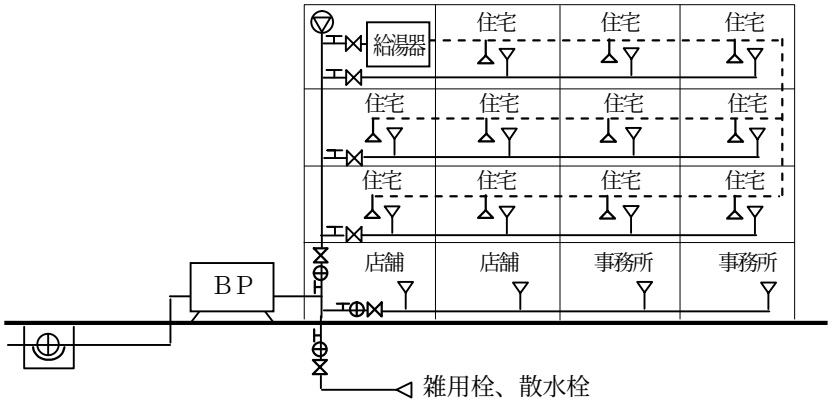

（3）公衆浴場

増圧給水設備以下の給水装置又は受水タンク以下装置が、公衆浴場用(営業主の家事の用を含む。）とその他の用とに使用されるものは、次による。

ア　公衆浴場用(営業主の家事の用を含む。)部分には、子メータは設置しない(図-13、14、15)。

【料金の適用】

親メータと子メータ(その他の用部分)の差引水量により「給水条例 第23条の2 第2項」及び「給水条例 第23条の3 第2項」の公衆浴場用の料金を適用する。

イ　その他の用部分には、一括計量する子メータを設置する（図－13、14、15）。

【料金の適用】

子メータの呼び径の料金を適用する。

図－１３

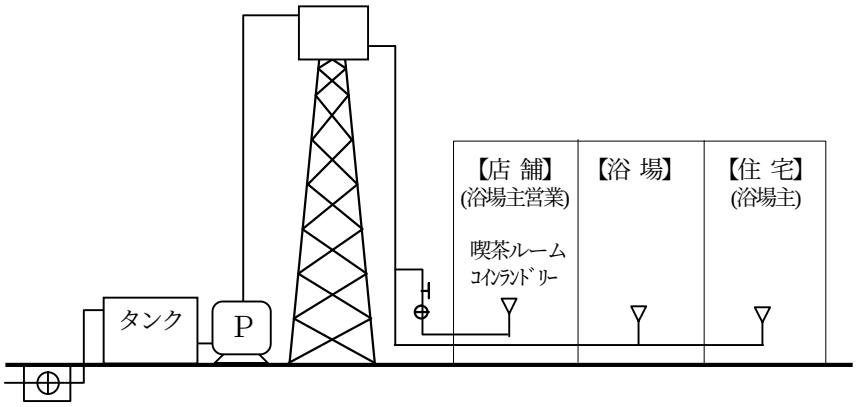

図－１４

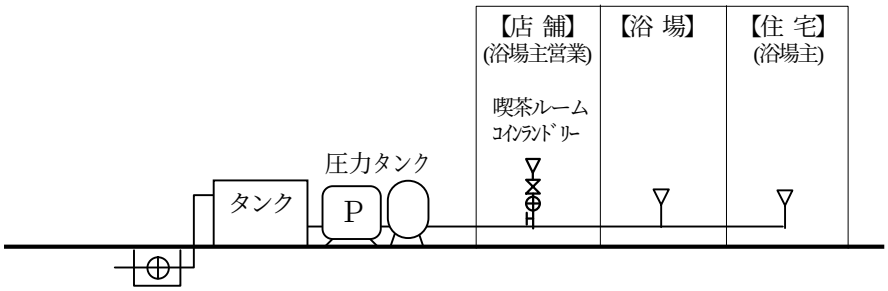

図－１５

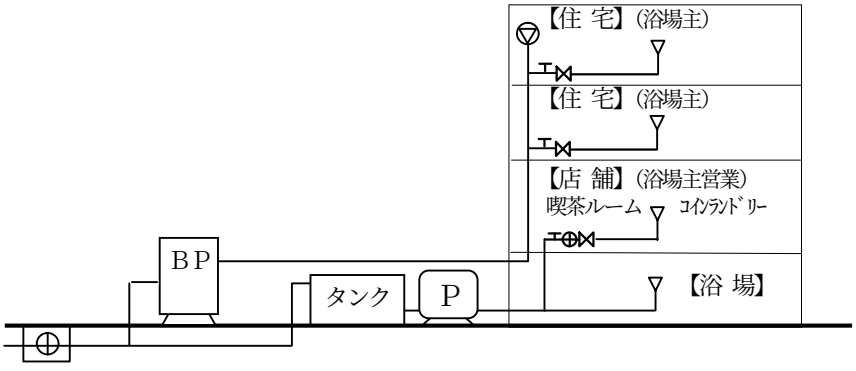

（4）特殊用途の水栓

消火栓には、消火栓専用のメータを設置しない。

消火栓に付属して取り付ける水抜き用水栓等、当該水量の計量ができないものは、技術的に可能な範囲で一括計量するメータを設置する（図－16､17）。

図－１６

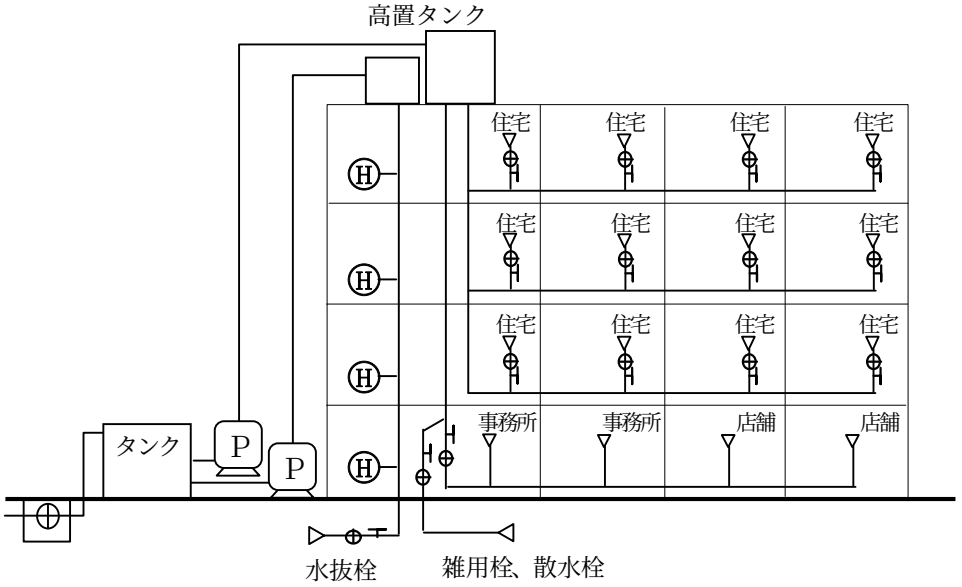

図－１７

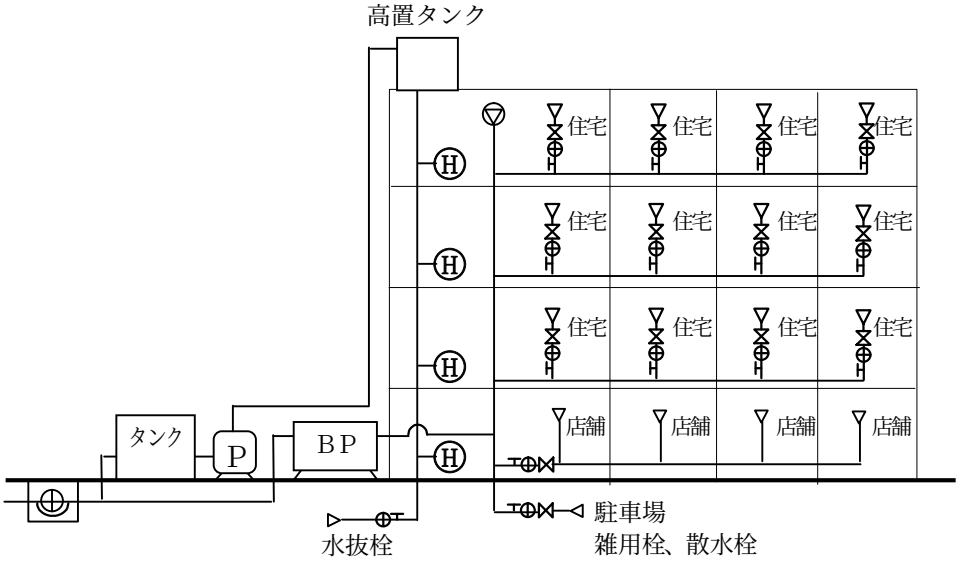

（5）増圧給水設備と受水タンクとの併用

前項(1)から(4)をそれぞれ適用する。なお、増圧給水設備用と受水タンク用それぞれに専用のメータは設置しない（図－18､19）。

図－１８

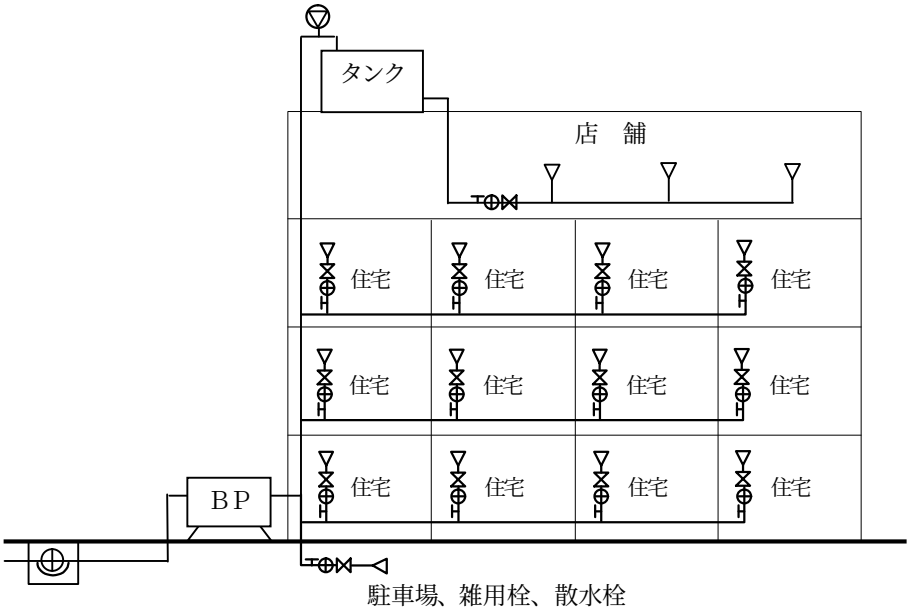

図－１９

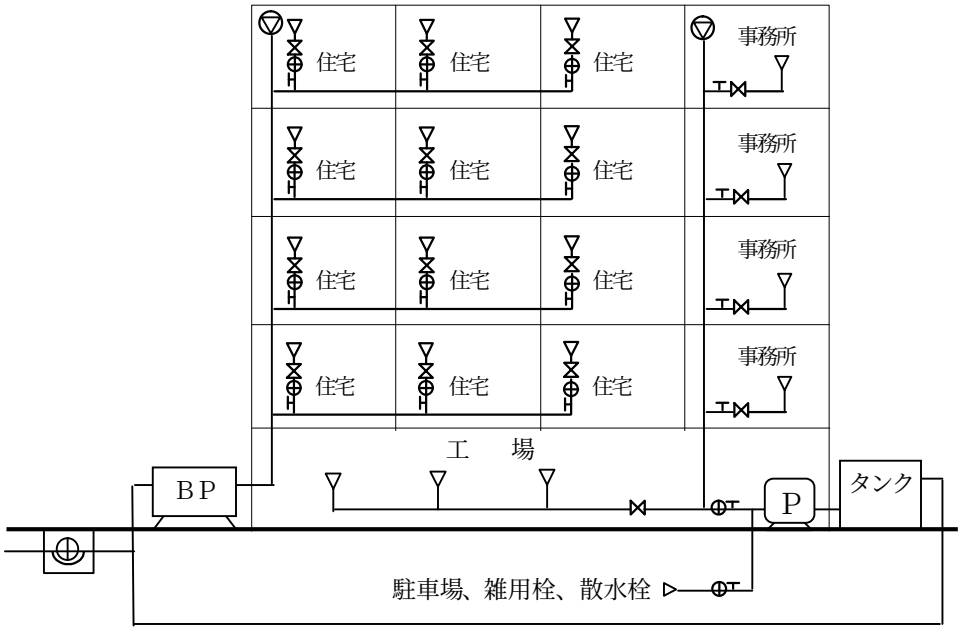

（注１）子メータ

子メータとは、親メータに対し増圧給水設備以下の給水装置、又は受水タンク以下装置の各戸、又は各部分に取り付けられたメータをいう。

なお、子メータの呼び径は、原則として親メータの呼び径以下とすること。

（注２）親メータ

親メータとは、受水タンクや増圧給水設備等の上流に設置し、建物全体の使用量を計量するメータをいう。

（注３）集約水管

集約水管とは、増圧給水設備以下の給水装置、又は受水タンク以下装置において、ポンプ及び高置タンク等により各戸へ水を供給するために設ける主管をいい、この管にメータを設置する場合の水管の口径を集約水管の口径とする。

（注４）設計上の留意事項

非住宅部分を一括計量するメータを設置することが原則であるため、この原則に沿うような配管構造とすること。

15.2.3　受水タンク以下装置メータ設置の場合の配管構造等

受水タンク以下装置にメータを設置する場合の配管構造等は、次の基準に適合していなければならない。

(1)　給 水 形 態

ア　自然流下給水構造又はポンプユニットを使用したポンプ直送給水構造とする。

イ　水道水と井水、その他の水とは混用してはならない。

1　自然流下給水構造　　2　ポンプ直送給水構造

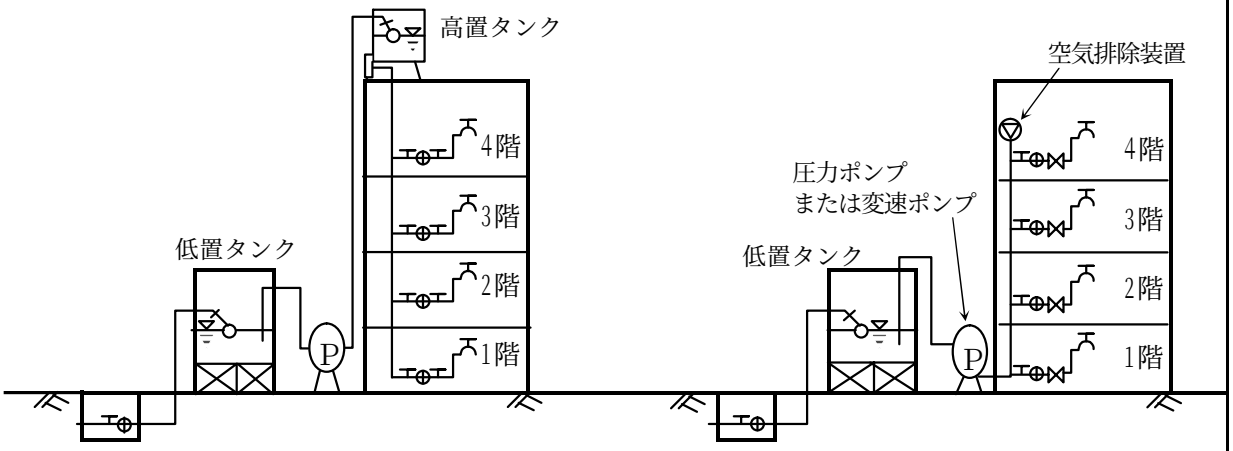

1　自然流下給水構造とは、低置タンクに給水された水をポンプにより高置タンクに揚水し、これからさらに自然流下によって各戸へ給水するものをいう。

2　ポンプ直送給水構造とは、低置タンクに給水された水をポンプでくみ上げ、ポンプの吐出圧又は圧力タンク内の気体の反発力で水に圧力を加え、直接各戸へ給水するものをいう。この給水構造には、圧力タンクを備え、その内部圧力で水を圧送すると共に、使用水量の増減によって変化する圧力タンク内部圧力又は吐出流量を検知し、自動的にポンプを起動、停止して給水するシステム（圧力タンク給水方式）と、変速ポンプを備え、使用水量の増減によって変化する吐出圧力又は吐出流量を検知し、自動的にポンプの回転速度を変化させ、給水構造としての吐出する圧力を一定に保つよう運転制御する給水システム及びこれと同等の圧力制御機能を有する給水システム（ポンプ速度制御給水方式）とがある。

ウ　ポンプ直送給水構造に使用するポンプユニット等

ポンプユニットは、ＢＬ認定品又はＢＬ認定基準を満足するものを使用する。

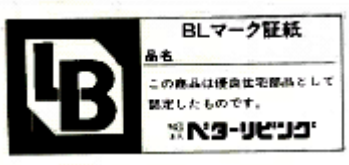

優良住宅良品認定制度に基づく
ＢＬ認定品のマーク

(2) 配 管 構 造

ア　停滞空気の発生しない構造とする。

イ　衝撃防止、逆流防止及び凍結防止のための必要な措置を構じる。

ウ　ポンプの加熱防止用に吐出する水及び圧力タンクの自動吸気に伴う排出水は、受水タンクへ還流する構造とする。

エ　各戸のメータ取付位置における最大圧力（静水圧）は、原則として 0.4MPa以下とする。

オ　各戸のメータ前後配管は、「15.2.4 各戸メータ設置条件」を適用する。

カ　メータに近接して上流側に止水器具を、下流側に止水器具又は逆止弁を設置する。なお、ポンプ直送給水構造又は蓄圧式タンクを使用した構造の場合、下流側には逆止弁を設置する。

キ　仕切弁Ａを設置しない場合は、原則としてメータの上流側に「メータソケット」を、下流側に「メータ伸縮ソケット」を設置する。

ク　メータソケット(又は仕切弁Ａ)とメータ伸縮ソケット（又はメータソケット)との間隔は「15.3 メータソケット等の設置」の基準どおりとする。

ケ　集中給湯方式における湯水混合水栓の設置方法は次のとおりとする。(図-１参照)

（ア）湯水混合水栓（ミキシングバルブ含む。以下同じ。）設置位置での給水圧と給湯圧との差は0.147MPa未満とする。

（イ）湯水混合水栓は、給水側と給湯側両系統に逆流防止措置を講じたものであって、湯と水が止水部の下流側で混合する構造のもの（元止式）を使用する。(給湯側が給水装置用材料以外の場合は、止水部の上流側で混合する先止式タイプの使用は認められない。)

コ　ポンプユニットに接続する吐出管は、適正流速になるよう選定する（必要に応じて増径等を行う。）。

サ　水中ポンプを使用する場合、受水タンク内のポンプ吐出管は、ステンレス鋼管、ビニル管等、外面も充分耐食性があるものを使用する。

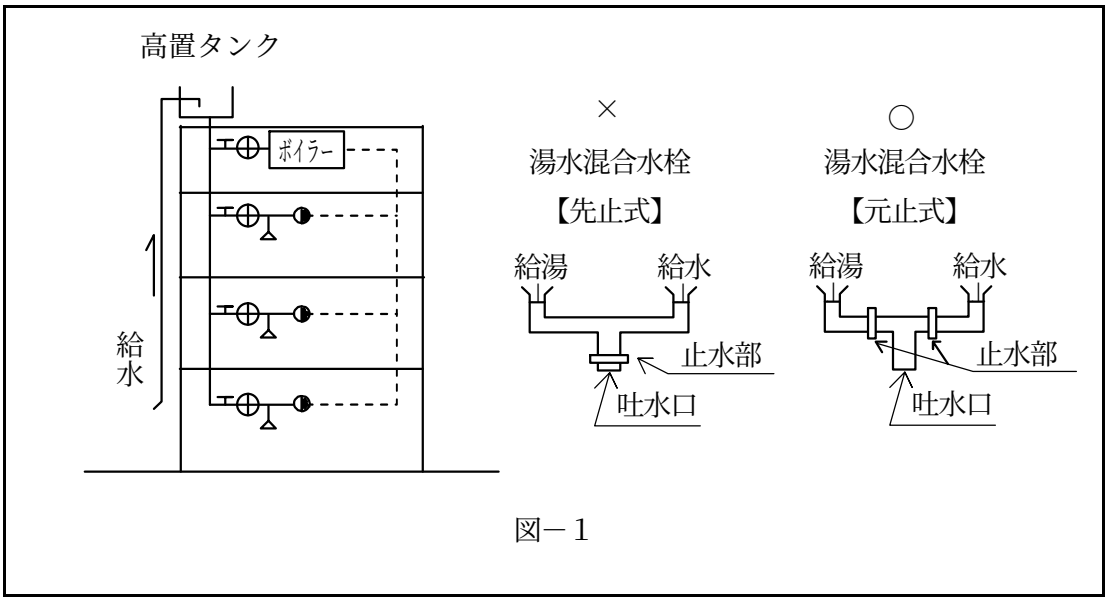

図－１

15.2.4 各戸メータ設置条件

増圧給水設備以下の給水装置及び受水タンク以下の装置において、各戸にメータ室を設け、メータを設置する場合は、次の条件に適合していなければならない。

(1) 使用材料

メータの管理及び計量に支障がなく、通常の使用及び施工に十分耐えられるだけの強度及び耐久性を有し、かつ、水が汚染されるおそれのないものであること。

(2) メータ接続材料

ア メータを新規に設置する場合（１３～２５㎜）

メータユニットを設置し、アンカーボルト等により床面に固定すること。

また、高さ調節が必要な場合は、全ねじボルト、架台等により確実に固定すること。

なお、固定材料は、ステンレス製（SUS304）とする。

※ メータユニットは別に定める「メータユニット構造・性能規程」の基準を満たすこと。

また、あらかじめ当局に品質証明等の届出がされた登録品であること。

≪メータユニットとは≫

メータユニットは、メータ前後に使用する器具（止水栓、逆止弁、メータ接続器具類）を金属製の台座上に取り付け、一体化した器具である。これにより、継手が不要となり、メータ前後配管の耐食性や強度が大幅に向上する。

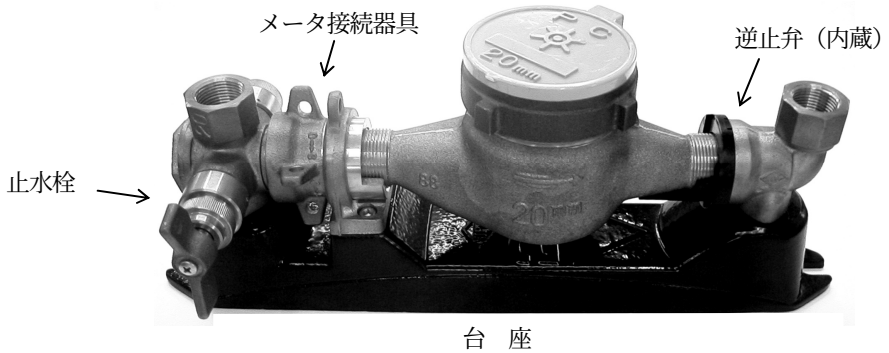

台 座

（メータユニットの一例）

イ 既設のメータ前後配管を改造する場合（１３㎜から２５㎜まで）

メータユニットを設置するか、若しくは、「15.2.3 受水タンク以下装置メータ設置の場合の配管構造等」の(2)カ、キ、クを適用する。

ウ １３～２５㎜以外のメータを設置する場合

「15.2.3 受水タンク以下装置メータ設置の場合の配管構造等」の(2)カ、キ、クを適用する。

(3) その他の配管材料

ア 増圧給水設備以下の材料

平成９年厚生省令第１４号「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合する材料を使用すること。

イ 受水タンク以下の材料

メータの管理及び計量に支障がなく、かつ、水が汚染されるおそれのない材料を使用すること。

(4) 配 管

メータ室内の配管は、以下の項目に示す配管とすること。

なお、配管に際しては、各材料の接続部に異種金属の接触による腐食等が生じないよう適切

な防食対策を講じること。

ア　メータユニットを設置する場合

基本配管例(例図１から３まで)に準じた配管、又は同等の材料を組み合わせた配管とすること。

※　メータユニットの接続部形状がテーパめねじの場合、管端防食コアが内蔵されているため、接続継手は、管端防食コア対応型のものを使用する。

イ　メータユニットを設置しない場合

参考配管例(例図１～４)に準じた配管、又は同等の材料を組み合わせた配管とすること。

(5)　防 食 対 策

メータ室内の配管は、腐食を防止するため、次の防食措置を講じること。

ア　弁類及び継手は管端防食構造、又は絶縁構造（異種金属接触防止構造）の耐食性に配慮した材料を使用すること。(例図①から⑧まで)

イ　各ねじ接合部は、シール材及び防食テープにより、必ず防食措置を施すこと。

ウ　青銅製品どうしの接合に使用するニップルは、必ず青銅製のものを使用すること。

(6)　メータ設置環境

ア　メータ損傷の危険がなく、かつ、メータが水平に取り付けられる構造とすること。

イ　メータ室は、漏水やメータ取外時の戻り水などによる被害を防止するため、防水、排水の措置を講じること。

ウ　メータを屋内に設置する場合のメータ室の広さは、メータ 1 個について下図に示す基準を満たすこと。

エ　メータ引換え、定期検針、止水栓操作、停水キャップ着脱等の作業が容易に行えること。

オ　メータは水平に設置し、メータ室扉面と平行に設置すること。

カ　メータの凍結防止のため、必要に応じ、保温カバーを設置すること。

また、設置に際しては、メータ引換え、定期検針、止水栓操作等の作業が容易に行えるようにすること。

キ　メータ室内の配管は、支持具等により適切に配管の支持を行うこと。

ク　集合住宅の各戸にメータを設置する場合は「15.7 集合住宅におけるメータ設置の規則性の確保」を適用する。

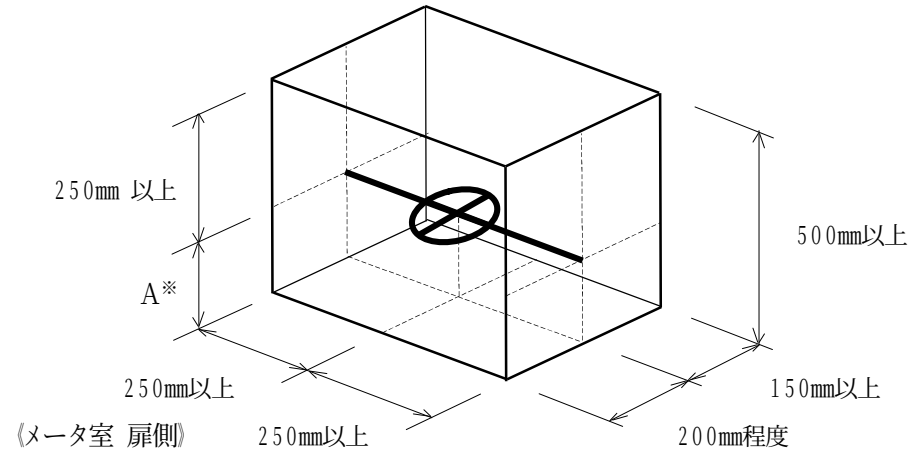

※　メータユニットを設置する場合は、Aは規定しない。
※　メータユニットを設置しない場合は、Aは１００mm以上を確保すること。

基　本　配　管　例

（例図―１）

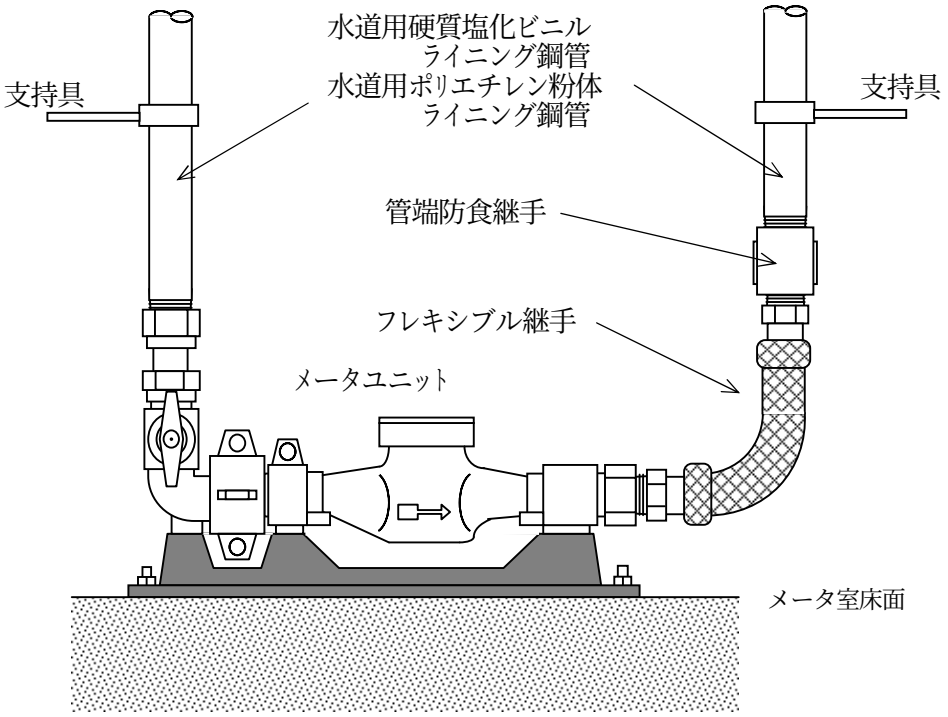

（例図―２）

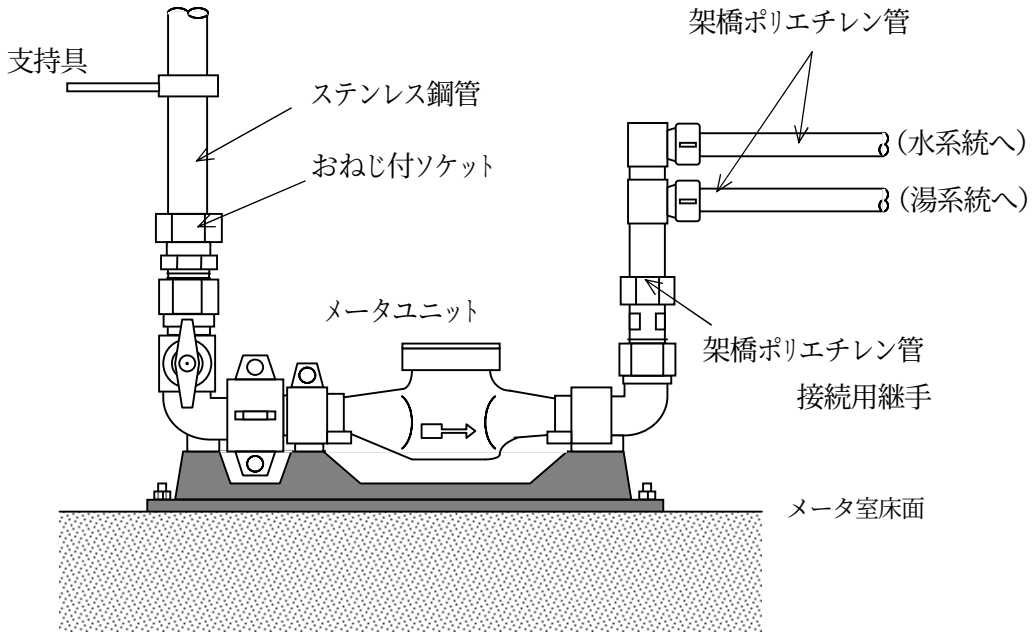

基　本　配　管　例

（例図―３）

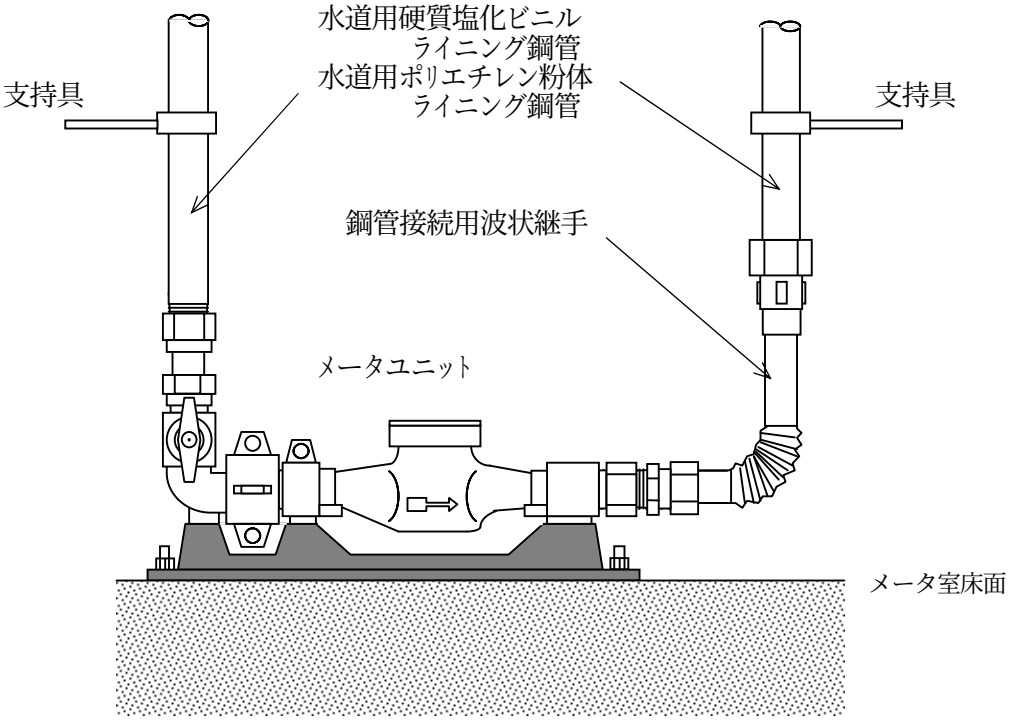
水道用硬質塩化ビニル
ライニング鋼管
水道用ポリエチレン粉体
ライニング鋼管
支持具
支持具
鋼管接続用波状継手
メータユニット
メータ室床面

参　考　配　管　例

（例図―１）

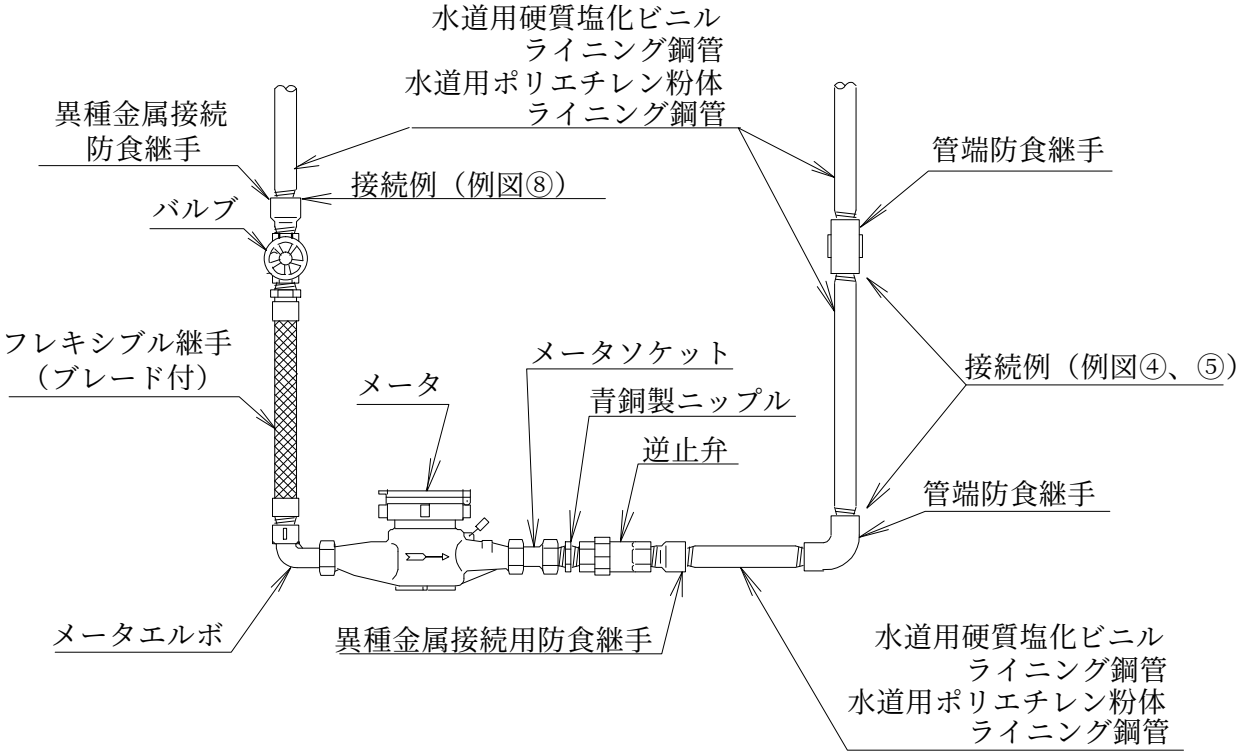

（例図―２）

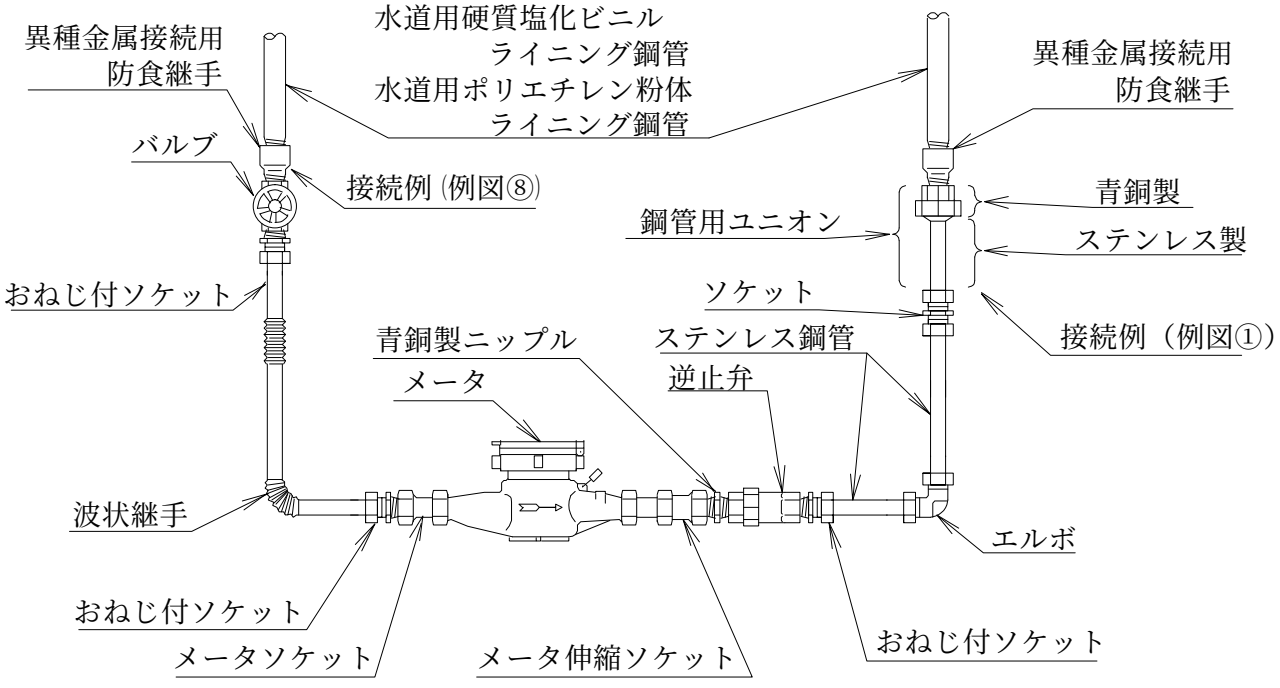

参　考　配　管　例

（例図―３）

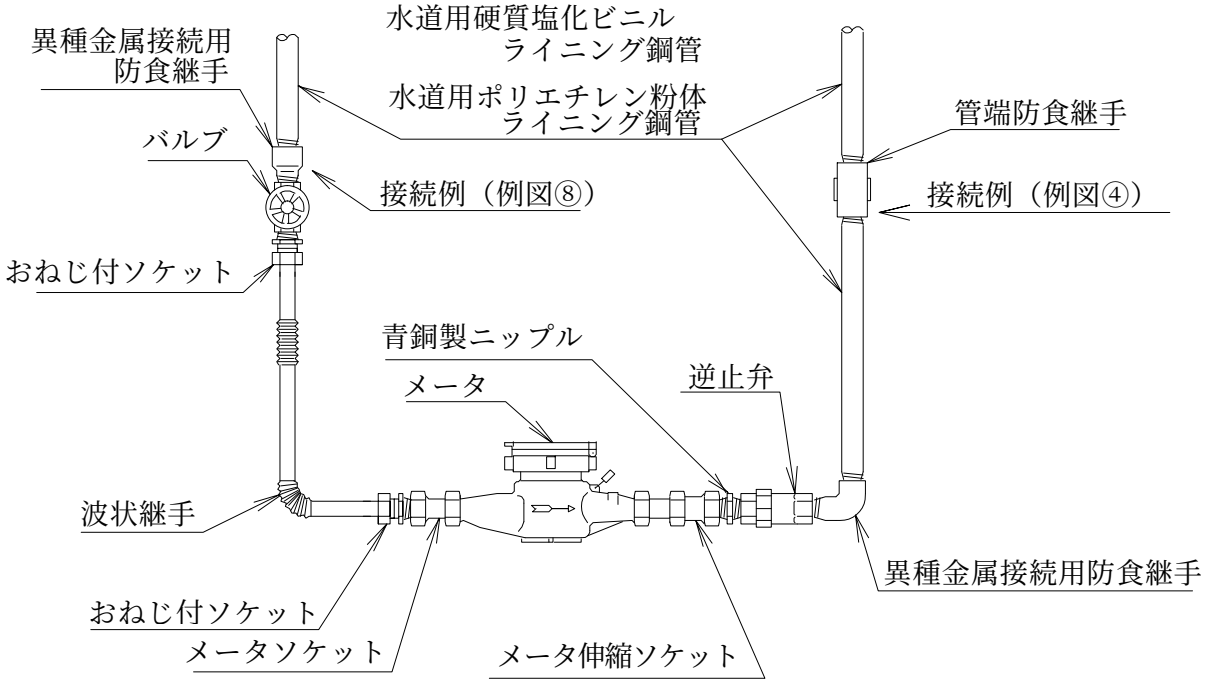

（例図―４）

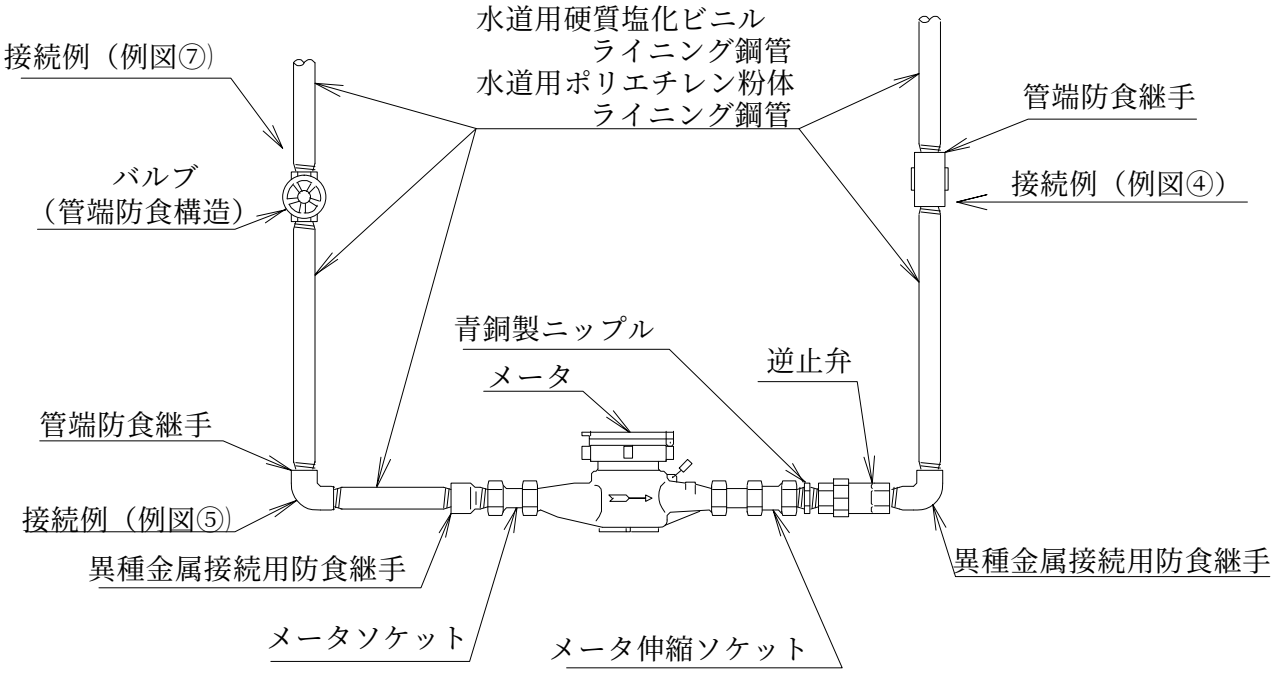

接　続　例

例図①

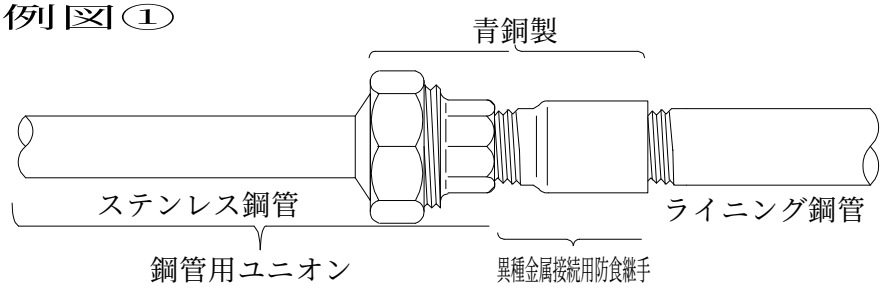

例図②

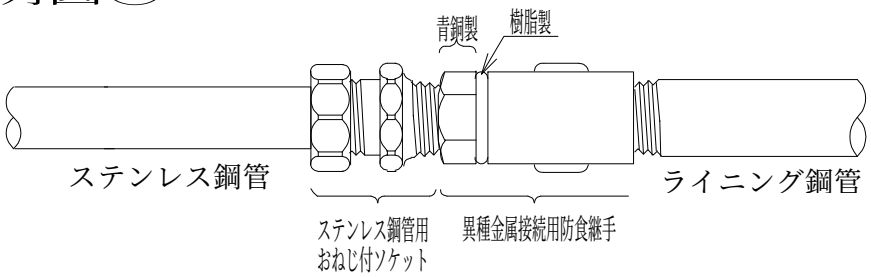

例図③

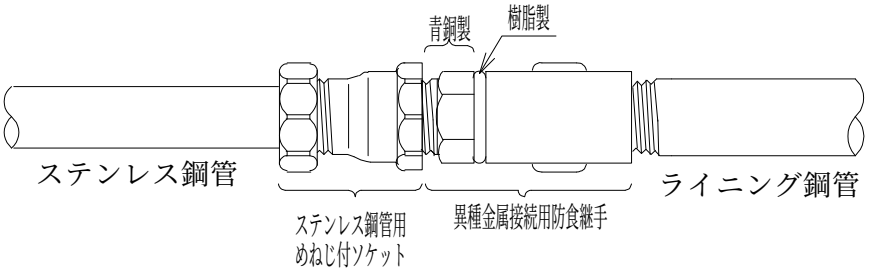

例図④

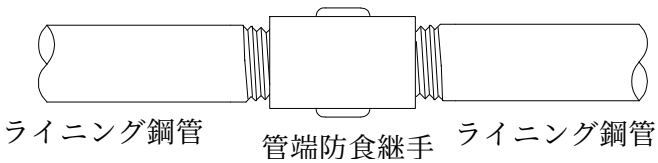

例図⑤

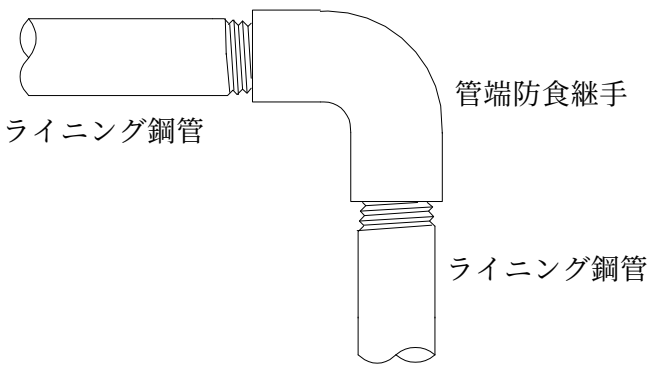

接　続　例

例図⑥

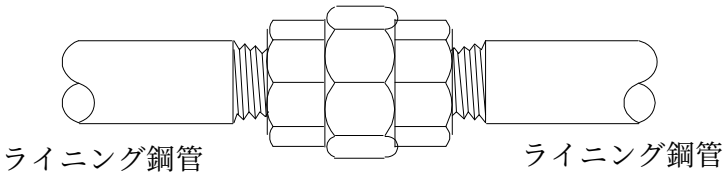

管端防食継手

例図⑦

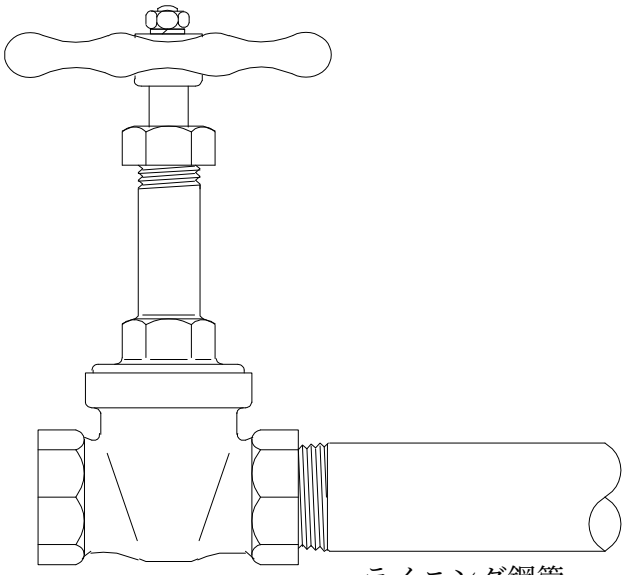

バルブ（管端防食構造）

例図⑧

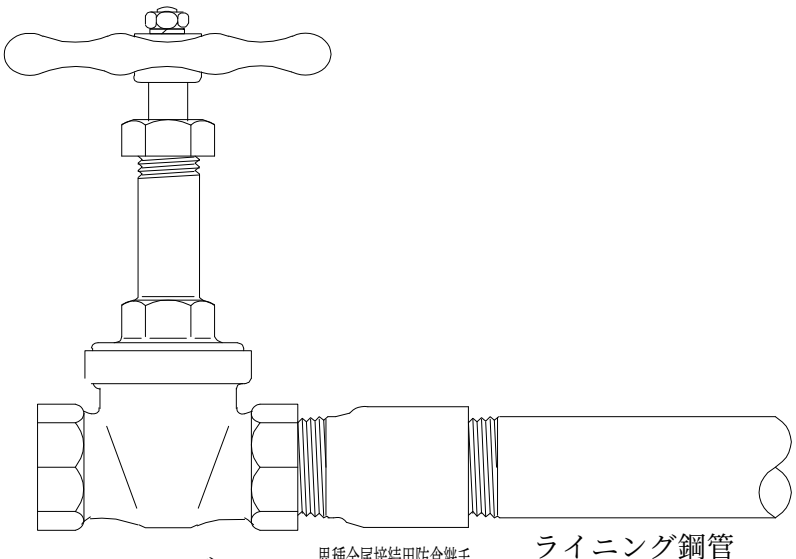

バルブ

メータユニット構造・性能規程

メータユニット（以下、「ユニット」という。）の基本構造は、台座上に止水栓、メータ接続器具、逆止弁を取り付け、一体とした給水用具とする。

1 適用範囲

この規定は、東京都水道局（以下「当局」という。）の給水区域内において、口径 13 ㎜から 25 ㎜までのメータを設置する際に使用するユニットについて、規定する。

2 基本条件

（1）水質を汚染しないものであること。
（2）当局が指定するメータの取付け及び取外しが確実に行え、定期検針、止水栓の操作等に支障がないこと。
（3）メータによる水量の計量に支障がないこと。
（4）当局の停水キャップの取付け及び取外しが容易に行えること。
（5）メータの取付け及び取外しの際、専用工具を使用しない構造であること。
（6）ユニットは、アンカーボルト、全ねじボルト等で固定できること。
（7）メータ設置位置の一次側にボール止水栓、二次側に逆止弁が取り付けられていること。
（8）台座の材質は、ダクタイル鋳鉄等の金属とし、その材質に適した防食処理を施すこと。また、通常の使用に際して十分な強度、耐久性を有すること。
（9）ユニットの配管接続部の形状をテーパめねじとする場合は、管端防食コアを内蔵すること。
(10) ユニットには、止水栓、メータ接続器具、逆止弁の基本器具以外に減圧弁を取り付けることができる。その際、減圧弁は取替え等のメンテナンスが容易に行えること。
(11) ユニットの表面は滑らかで、鋳造品は鋳巣、割れ、きず、鋳ばり、その他使用上有害な欠点がないこと。
(12) 逆止弁は容易に点検、取替え等のメンテナンスが行えること。
(13) 製品には、設置時の注意、操作方法等を記載した取扱説明書を添付すること。

3 メータの接続

3.1 メータ接続方式

メータ接続器具は、以下の要件を満たすこと。
（1）メータの接続方式は、スライドハンドルの回転等でメータ接続部を伸縮させ、メータを圧着して取り付ける方式とすること。
（2）メータ及びパッキンを圧着することで、メータとユニットを接続した部分の漏れを防止できること。

（3）スライド機構をメータ設置位置の一次側に設ける場合、スライドハンドルの回転方向は、流路方向を基準に管軸廻りに左回転で開き（メータを取り外すことができる。）、二次側に設けるときは、右回転で開く構造とすること。

（4）メータ接続部のスライド幅は、メータの取付け及び取外し、これに伴うパッキンの交換に支障がないよう十分余裕があること。

（5）メータを取り付けた際、スライドハンドルが固定できないものは、回転防止用結束バンド（3.6㎜×1.5㎜×200㎜）の通る穴をスライドハンドルに設け、本体の一部と連結する等により緩み止めができること。

（6）メータ接続器具のパッキン当り面には、パッキンを介してメータをユニットに接続した際、設置されたパッキンにずれが生じないよう適度な溝等が設けられていること。

（7）メータ接続器具は、メータの都ねじ（普通ねじを含む）及び上水ねじに共用で取付けできること。ただし、口径25㎜用については、メータの通水口の内径に対応する外径を有する円環嵌合部（えんかんかんごうぶ）を設けること。

3.2 パッキン

メータの接続には、当局が指定するメータパッキン、又はOリングを使用すること。

なお、メータパッキン、Oリングの形状及び寸法は、付図１、付図２のとおりである。

3.3 メータ

当局のメータの寸法等は表１のとおりである。

表１　メータ寸法表

口 径 (mm)	面管長 (mm)	都 ね じ		上水ねじ（JIS B 202）	
		ねじ外径 (mm)	ねじ山数 (25.4mmにつき)	ねじ外径 (mm)	ねじ山数 (25.4mmにつき)
１３	１００	25.800	１４	26.441	１４
２０	１９０	32.800	１４	33.249	１１
２５	２２５	38.600	１４	41.910	１１

４ ユニットの性能

（1）ユニットの性能は、平成９年厚生省令第１４号「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」 における次の基準を満たすこと。

① 耐圧に関する基準

② 浸出に関する基準

③ 逆流防止に関する基準

（2）ユニットのボール止水栓の性能は、日本水道協会規格「水道用止水栓(JWWA B 108)」における「4.2 止水性能」の基準を満たすこと。

（3）メータ設置試験を下記寸法の代用管１及び代用管２を用いて実施すること。

代用管寸法表

口径(㎜)	面管長(㎜)	
	代用管１	代用管２
１３	１００	９９
２０	１９０	１８９
２５	２２５	２２４

試験水圧：０．２ＭＰａ、１.７５ＭＰａ

試験時間：１分間

5 表示

次の項目について容易に確認ができ、又、簡単に消えない方法で表示されていること。

（1） 製造業者名、又は表示用略号（商標等）

（2） 口径

（3） 流路方向

（4） 止水栓の開閉方向及び開閉角度

（5） スライドハンドルの開閉方向

6 凍結防止

（1）メータ凍結防止用の保温カバーが用意されていること。

（2）保温カバーは容易に着脱ができ、定期検針に際しては最小限の作業量で行える構造とすること。

また、止水栓の操作、停水キャップの取付け及び取外しの作業に支障のないものとすること。

（3）保温カバーの材質は表２のいずれかとする。

表２　保温カバー材質表

材　　質	厚さ
発泡ポリエチレン	１５mm以上
ポリエチレンとスチロールを共重合発泡させたもの	
硬質ウレタン	
その他同等以上の保温性を有する材料	

付図１　メータパッキン

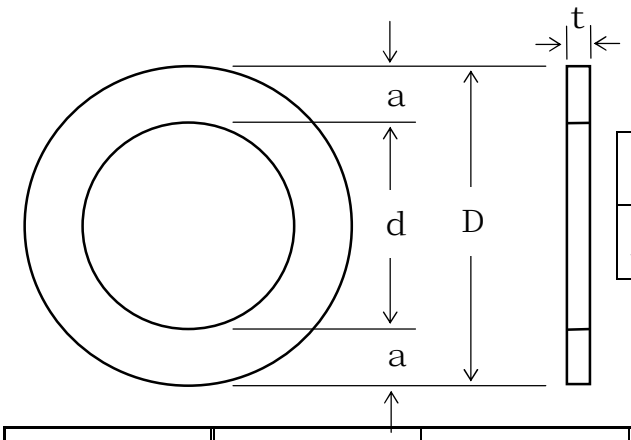

ゴムの規格/種類	材　質	硬　さ
JIS K 6353/I 類 A70	EPDM	73±3

単位 mm

口　径	D	d	a	t
１３	２３．０	１４．５	４．２５	3
２０	３０．５	２１．０	４．７５	3
２５	３６．０	２６．０	５．００	3

付図２　Ｏリング

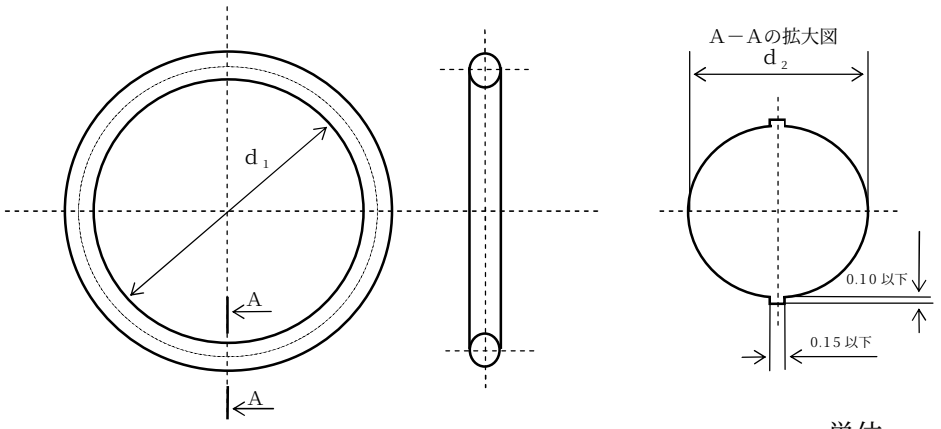

単位 mm

口　径	１３	２０	２５
内 径 d_1 (基準寸法±許容差)	15．8±0．20	23．3±0．24	29．7±0．29
太 さ d_2 (基準寸法±許容差)	2．4±0．09	2．4±0．09	2．4±0．09

ゴムの規格/種類	材　質	硬　さ
JIS K 6353/I 類 A70	NBR	73±3

地上式メータユニット構造・性能規程

地上式メータユニット（以下、「地上式ユニット」という。）の基本構造は、地上にメータを設置するための配管に「メータユニット」を複数整列して取り付け、筐体と一体とした給水用具とする。

1　適用範囲

この規定は、東京都水道局（以下「当局」という。）の給水区域内において、口径 13 ㎜から 25 ㎜までのメータを設置する際に使用する地上式ユニットについて規定する。

2　設置条件

地上式ユニットは、仕切弁Ｂ（ステンレス製ボール止水栓等）より下流側で、かつ、当局が別に定める「メータ設置の取扱い」に準じて設置できることとする。

また、設置する際は、「メータ設置の規則性」を確保すること。

3　基本条件

（1）平成９年厚生省令第１４号「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合すること。

（2）当局が別に定める「メータユニット構造・性能規程」を満たすこと。ただし、同規程の４「表示」のうち、製造業者名、又は表示用略号（商標等）、口径、流路方向については、確認が容易となる場合、筐体への表示でもよい。

また、同規程の５「凍結防止」は除く。

（3）地上式ユニットには、自動式の空気抜き弁を取り付けることができる。その際、空気抜き弁は取替え等のメンテナンスが容易に行えること。

（4）地上式ユニットは、容易に倒壊しない構造であること。

（5）地上式ユニットの内部に水が溜まらない構造とすること。

（6）地上式ユニットは、メータ引換時に必要な部分を、特殊工具を使用しないで容易に取り外すことが可能な構造であること。

また、検針用及び止水栓操作用のふたを設ける場合は、工具を使用せずに開閉できる構造とすること。

（7）地上式ユニットは、メータを保護する十分な強度及び耐力を有する材質で構成され、外力に対して強い構造であること。

（8）地上式ユニットは、特殊工具を使用しないで部分修理が可能な構造であること。

（9）地上式ユニットにメータの逆取付防止対策を講じること。

(10) 材質の異なる金属製の管と接続する部分には、十分な防食対策を講じること。

(11) 給水管の立ち上がり高さは 1.6m以下、かつ、地上配管の高さが 1.3m以下であること。

また、立ち上がり回数は１回とし、複雑な構造でないこと。

4　表示

水道メータが収納されていることが容易に確認でき、又、簡単に消えない方法で表示されていること。

5　凍結防止

（1）内側に保温材を用いる等の凍結防止対策が講じられていること。

（2）保温材は、定期検針、止水栓の操作、停水キャップの取付け及び取外し等の作業に支障のないものとすること。

（3）保温材の材質は表１のいずれかとする。

表１　保温材の材質

材　　質	厚さ
発泡ポリエチレン	２０mm 以上
ポリエチレンとスチロールを共重合発泡させたもの	
硬質ウレタン	
その他同等以上の保温性を有する材料	

6　概略図

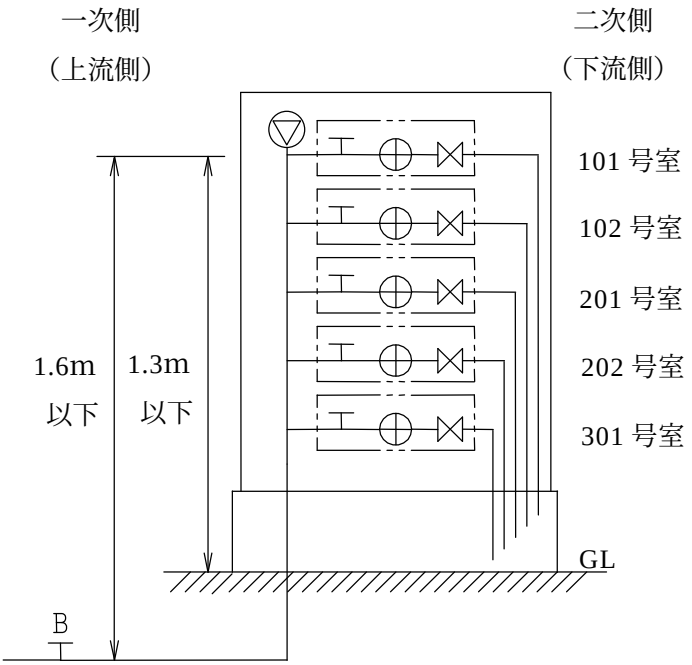

※　この図は給水管の立ち上がり高さの寸法説明及びメータ設置の規則性（参考）を示すものであって、地上式ユニットの構造を規制するものではない。

複式メータボックス構造・性能規程

複式メータボックス（以下、「複式ボックス」という。）の基本構造は、地中に埋設するメータます内に、止水栓、メータ接続器具（圧着式[メータユニット]・ねじ式）、逆止弁を複数並列に取り付け、メータますと一体とした給水用具とする。

1　適用範囲

この規定は、東京都水道局（以下、「当局」という。）の給水区域内において、口径 13 ㎜から 25 ㎜までのメータを設置する際に使用する複式ボックスについて規定する。

2　設置条件

複式ボックスは、仕切弁Ｂ（ステンレス製ボール止水栓等）より下流側で、かつ当局が別に定める「メータ設置の取扱い」に準じて設置できることとする。また、設置する際は、「メータ設置の規則性」を確保すること。

3　基本条件

（1）当局が指定するメータの取付け及び取外しが確実に行え、定期検針、止水栓の操作等に支障がないこと。
（2）メータによる水量の計量に支障がないこと。
（3）当局の停水キャップの取付け及び取外しが容易に行えること。
（4）逆止弁は、容易に点検、取替え等のメンテナンスが行えること。
（5）複式ボックスは、東京都仕様「メータます」で規定する強度を有し、耐久性に優れたものとすること。
（6）複式ボックスは、給水管貫通部で上下に分割できる構造とすること。
（7）メータ設置位置の一次側にボール止水栓、二次側に逆止弁が取り付けられていること。
（8）複式ボックスは、特殊工具を使用しないでメータの取付け及び取外し、部分修理が可能な構造であること。
（9）材質の異なる金属製の管と接続する部分には、十分な防食対策を講じること。
(10) 複式ボックスの底には、内部に水が溜まらないように水抜き用の穴を設けること。
(11) 複式ボックスを構成する部品の表面は滑らかで、鋳造品は鋳巣、割れ、きず、鋳ばり、その他使用上有害な欠点がないこと。
(12) ふたは、金属探知機が容易に反応を示すものとし、交換可能な構造とすること。
また、ふたの開閉に用いる検針棒が入る程度の穴又は切欠きを設け、特別な工具を使用しなくても開閉できる構造とすること。
(13) ふたの裏には、「6」に定める凍結防止対策を講じること。
(14) ふたの表面には、滑止対策等を施すこと。

（15）検針用子ぶたを設置する場合、子ぶたの開閉機構や形状は、メータ検針等に支障のないものとすること。

また、子ぶたには開閉に用いる検針棒が入る程度の穴又は切欠きを設けること。

（16）製品には、設置時の注意、操作方法等を記載した取扱説明書を添付すること。

（17）その他の構造・性能については、当局で別に定める東京都仕様「メータます」に準じるものとする。ただし、「４　メータますの寸法等　表－2　メータます各部の寸法」は除く。

４　メータの接続

4.1 メータ接続方式

メータ接続器具は、以下の要件を満たすこと。

ア 圧着式（メータユニット）

メータユニット構造・性能規程「3.1 メータ接続方式」に準じるものとする。

イ ねじ式

（１）弁類及び継手は管端防食構造、又は絶縁構造(異種金属接触防止構造)で、耐食性に配慮した材料が使用されていること。

（２）ソケット等はメータねじ形状に適合すること。

4.2 パッキン

メータユニット構造・性能規程「3.2 パッキン」に準じるものとする。

4.3 メータ

メータユニット構造・性能規程「3.3 メータ」に準じるものとする。

５　複式ボックスの性能

（１）給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成９年厚生省令第１４号）に適合すること。

（２）ボール止水栓の性能は、日本水道協会規格「水道用止水栓(JWWA B 108)」における 4.2 止水性能の基準を満たすこと。

（３）メータ接続方式が圧着式（メータユニット）の場合は、メータ設置試験を下記寸法の代用管１及び代用管２を用いて実施すること。

代用管寸法表

口径(㎜)	面管長(㎜)	
	代用管１	代用管２
１３	１００	９９
２０	１９０	１８９
２５	２２５	２２４

試験水圧０．２ＭＰａ、１．７５ＭＰａ

試験時間１分間

6　凍結防止対策

（1）保温材の材質は、発泡ポリエチレン、ポリエチレンとスチロールを共重合し発泡させたもの、硬質ウレタン又はこれらと同等以上の材質、保温効果を有するものとする。

（2）保温材の厚さは、リブ等の突起部以外は２０．０mm以上とすること。

（3）保温材は、接着剤、はめ込み、ねじ止め等により容易に外れないように取り付けること。

ア　接着剤を用いる場合は、合成ゴム系のものとする。ただし、合成ゴム系の接着剤と同等以上の強度、耐久性を有しているものは可とする。

イ　はめ込み又はねじ止め等により装着する場合は、隙間、がたつきがなく、ふたの裏に密着する構造とすること。

7　表示

以下の項目について容易に確認ができ、又、簡単に消えない方法で表示されていること

（1）水道用のメータますであることが容易に確認できる文字（ふたの表面に表示）

（2）積載禁止の文字（ふたの表面に表示）

（3）製造業者名または表示用略号（ふたの裏面又は保温材に表示）

（4）口径

（5）流路方向

（6）止水栓の開閉方向及び開閉角度

（7）スライドハンドルの開閉方向（圧着式[メータユニット]のみ）

8　概略図

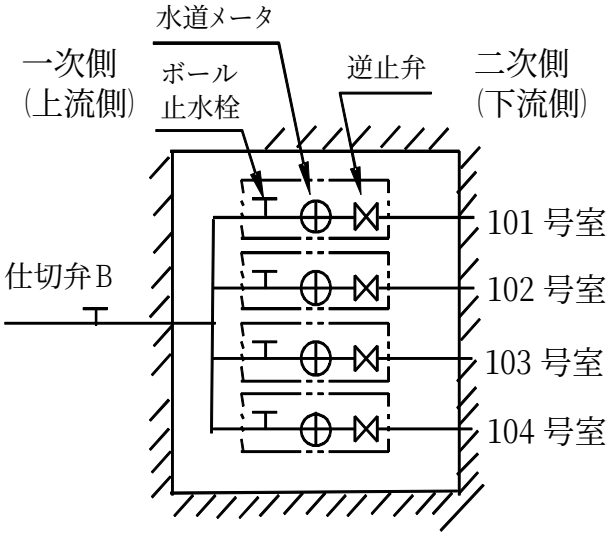

※　この図は、部品名称等を例示するためのものであって、複式ボックスの構造を規制するものではない。

15.3　メータソケット等の設置

(1)　メータと給水管を接続するための継手として、給水管の種類及び口径に応じて次図によりメータソケット、仕切弁用シモク、メータ取付金物又は短管を設置する。

ア　ビニル管の場合

口径１３～４０㎜

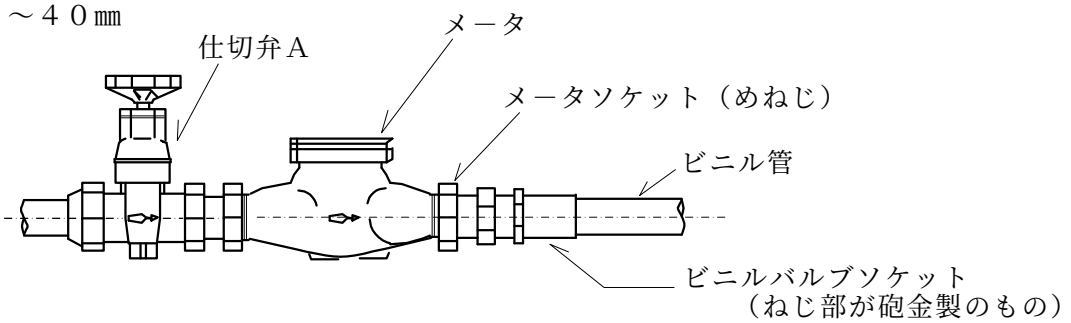

イ　ライニング鋼管の場合

口径１３～４０㎜

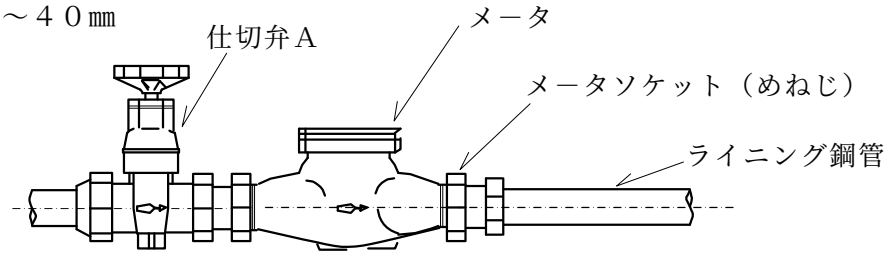

ウ ステンレス鋼管の場合

口径１３～４０㎜

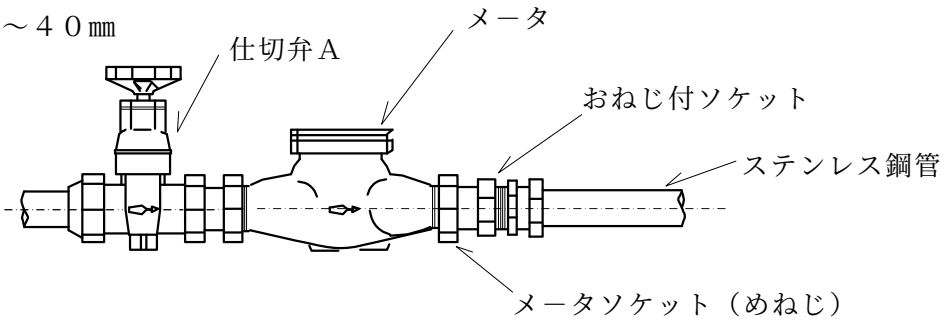

エ　銅管の場合

口径１３～４０㎜

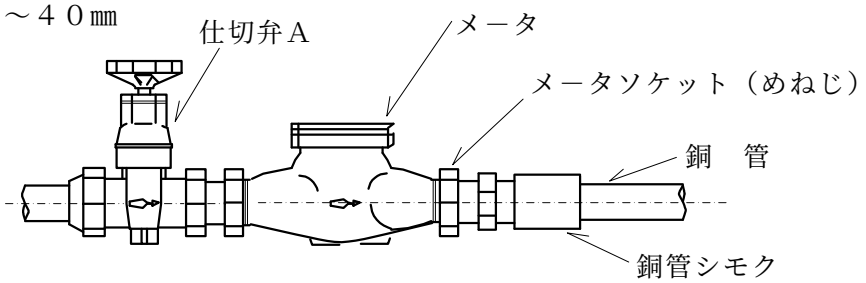

ア　ビニル管の場合

口径５０㎜

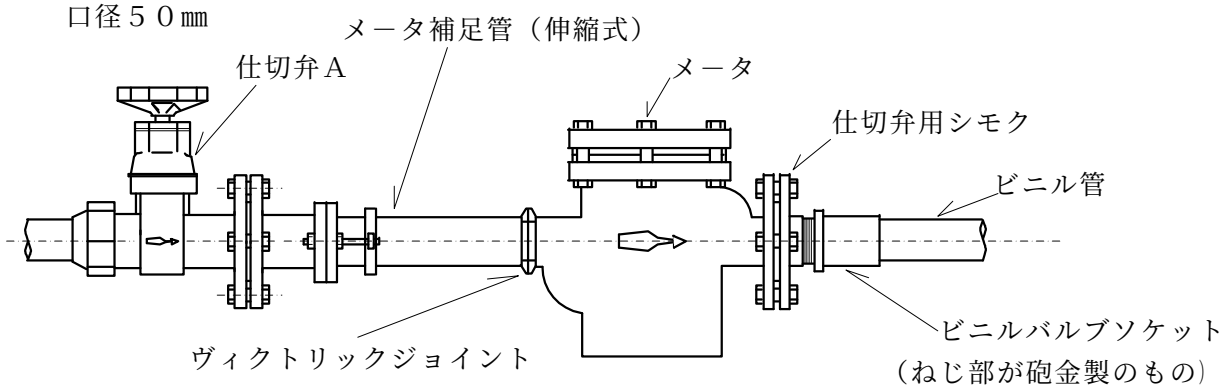

イ　ライニング鋼管の場合

口径５０㎜

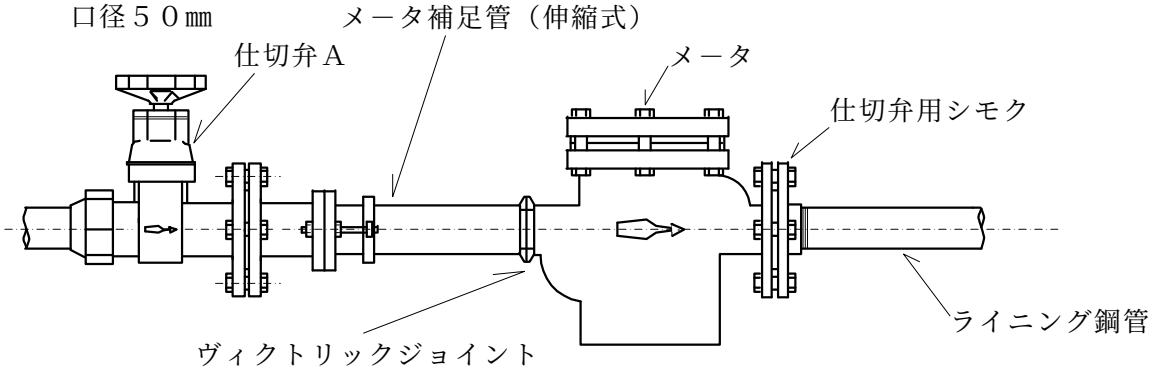

ウ　ステンレス鋼管の場合

口径５０㎜

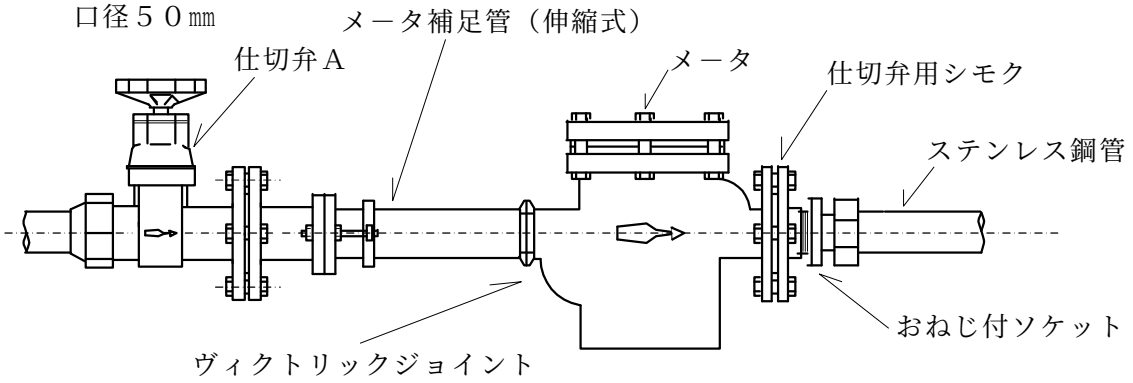

エ　銅管の場合

口径５０㎜

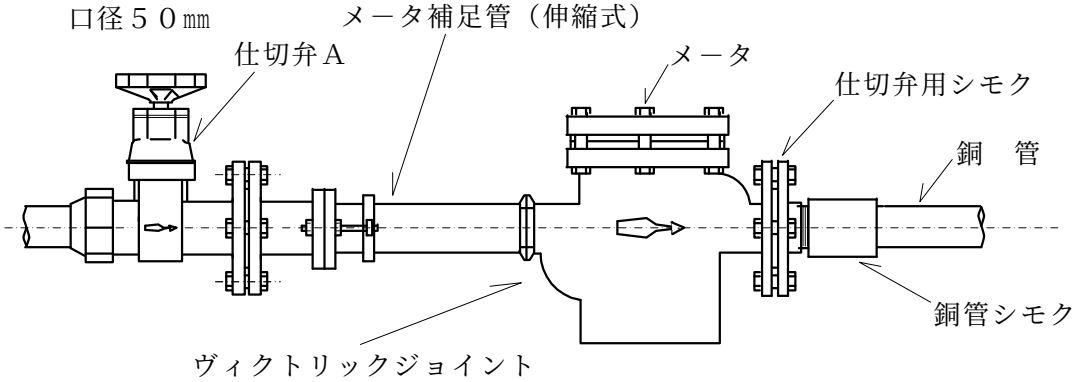

オ　口径７５㎜以上（鋳鉄管）の場合

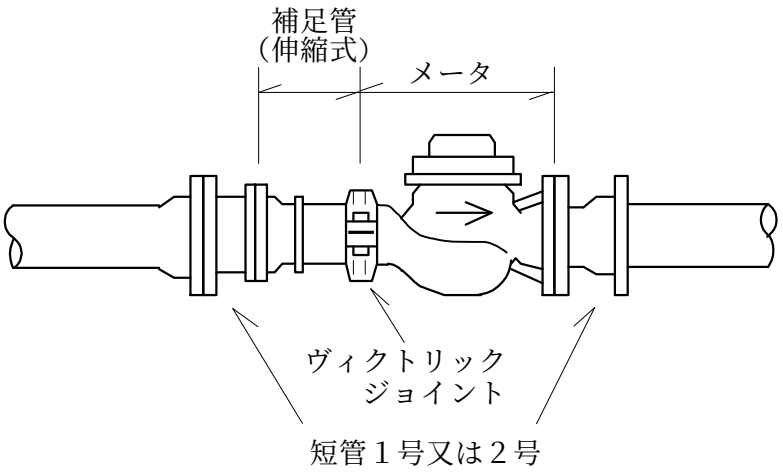

(2)　メータソケット、メータ補足管等を設置する際には、下表を参考に、メータの取付け等に支障のないように設置する。

メータの全長（㎜）

口径	13	20	25	30	40	50	75	100	150	200	250	300
全長	100	190	225	230	245	245	300	350	480	485	636	660
									484	447	554	604

※口径150㎜以上は、上段:羽根車式メータ、下段:電磁式メータの全長である。
※口径150㎜以上の全長は、メータ用短管を含めた寸法である。
※口径50㎜で、メータます内（又は室内）に仕切弁を設置する場合は、その全長（140㎜）を考慮すること。

メータ補足管の全長（㎜）

口径	種類	50	75	100	150	200	250	300
全長	非伸縮	312（172）	327	397	―	―	―	―
	伸縮	290～330 （165～205）	300～350	360～420	486～606	636～766	634～774	964～1084

※口径50㎜の（　）内の数値は、ショート型の全長である。

(3)　メータソケットは、メータとの接続ねじ部が都ねじと上水ねじの２種類あるので、「14.3.1(6) 仕切弁Ａ取付上の注意」と同様に、当該区域で使用しているメータのねじ規格に適合するものを使用する。

(4)　仕切弁Ａ以外のものを設置する場合は、メータ下流側に伸縮機能付きメータソケットを取り付けること。

(5)　メータソケット及びメータ補足管の主要な構造、材質及び形状は、「メータソケットの要件」及び「メータ補足管の要件」に準じたものであること。

メータソケットの要件

1　メータソケットの各部の形状、寸法及び材質は、配管工事、メータ引換等に対して十分な強度、耐久性、施工性を有するものとする。

2　メータソケットの主要部の形状、寸法及び材質は、図-１及び表-１、２に示すとおりとする。

3　メータソケットの長さ

メータソケット長（Ｌ）及び伸縮機能

使用箇所		伸縮機能	メータソケット長（Ｌ）
第一仕切弁（仕切弁Ａ）に接続したメータの下流側に用いるメータソケット		非伸縮式	15.4(2)「メータますの種類､要件等」の表中に示すメータますの最小寸法部で使用可能（メータ、仕切弁等が接続され収納される。）な寸法とする。 表-１のＬ（参考寸法）を参照。
上記以外の箇所に設置するメータに用いる場合	メータ上流側のメータソケット	非伸縮式	（ 同 上 ）
	メータ下流側のメータソケット	伸縮式	①　（ 同 上 ） ②　表-１に示す伸縮量以上の確保。

4　メータナットは、図-１に示すa_4の寸法がマイナスとならないようにする。

5　伸縮管のメータパッキン接触面には、水密性を保つために適当なパッキン溝を有するものとする。

6　伸縮式メータソケットのメータソケット長さの調整

(1) メータソケット長さの調整は、袋ナットをゆるめ伸縮管をスライドさせて行う構造とする。

　また、袋ナットを締付けることによってゴムパッキンを介して本体との水密性を保ち、伸縮管を固定する構造とする。

(2) 伸縮管には、伸縮しろの中心を示す表示線（白線等）を周囲に引く。

(3) 伸縮管は、袋ナットをゆるめても本体から容易には抜け出さない構造とする。

7　伸縮部は、ゴムパッキンが交換可能な構造とする。

8　メータソケットには、次の事項を表示する。

(1) メータナット　：「口径」及び「上水ねじ」には「上水」の文字

(2) 本体　：　製造業者名又はその略号

図－１　メータソケット参考図

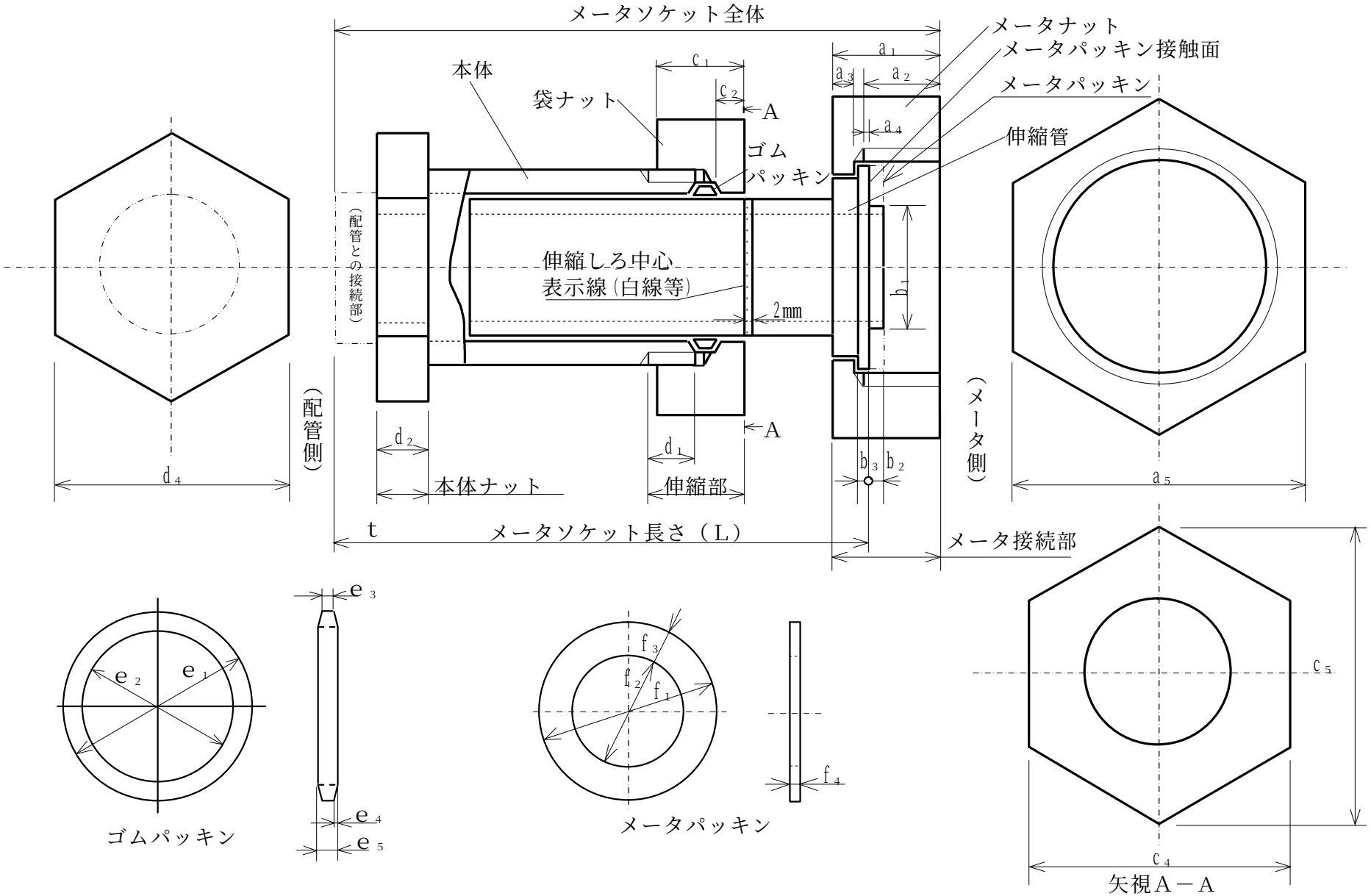

表－１（1/2）　　メータソケットの主要部の形状、寸法　　（単位：mm）

口径	メータナット							伸縮管			袋ナット			本体		ゴムパッキン				
	ねじ形状		a_1	a_2	a_3	a_5		b_1	b_2	b_3	c_1	c_2	c_4	d_2	d_4	e_1	e_2	e_3	e_4	e_5
	都ねじ ねじの谷径	上水ねじ（JIS B0202）		完全ねじ部		都ねじ	上水ねじ													
13	φ26.1/14山	G 3/4	18	12	3	6角、32	6角、32	φ14	1.5	3	14.5	3.5	6角、30	10	6角、29	φ23.4	φ16	3	0.5	4
20	φ33.1/14山	G 1	21	13	4	6角、41	6角、41	φ21		4	17	4	6角、40	12	6角、35	φ32.4	φ24			
25	φ38.9/14山	G 1 1/4	23	14	4.5	8角、46	8角、50	φ26		4.5	18.5	4.5	6角、45	16	6角、44	φ37.4	φ29	4		5
30	φ49.7/11山	G 1 1/2	26	16	5	8角、60	8角、60	φ31		5	21	5	6角、57	18	6角、54	φ43.6	φ35	5		6
40	φ56.3/11山	G 2	28	18		8角、70	8角、70	φ41			23		6角、65	19	6角、60	φ53.9	φ45			

表－１（2/2）メータソケットの主要部の形状、寸法（単位：mm）

口径	メータパッキン				ソケット長Ｌ（参考寸法）			
	f_1	f_2	f_3	f_4	非伸縮式	伸縮式		
						最大	最小	伸縮量
13	φ23	φ14.5	4.25	3	37～40	104	64	40
20	φ30.5	φ21	4.75		39～44	116	78	38
25	φ36	φ26	5		44～47	123～128	84～ 89	39
30	φ46.5	φ31	7.75		52～57	134～140	94～100	40
40	φ53	φ41	6		53～58	136～146	94～104	42

表－２　　メータソケットの主要部の材質

口径	メータナット、伸縮管、袋ナット、本体	ゴムパッキン	メータパッキン
13 20 25 30 40	JIS H 5120 の CAC406	ｺﾞﾑの規格：JIS K 6353 種類：Ⅲ類 80 材質：NBR 硬さ：83±3	ｺﾞﾑの規格：JIS K 6353 種類：Ⅰ類 A70 材質：EPDM 硬さ：73±3

※ NBR：ｱｸﾘﾛﾆﾄﾘﾙﾌﾞﾀｼﾞｴﾝｺﾞﾑ、EPDM ：ｴﾁﾚﾝﾌﾟﾛﾋﾟﾚﾝｺﾞﾑ

メータ補足管の要件

1 メータ補足管の各部の形状､寸法は、配管工事、メータ引換え等の実際の使用に対して十分な強度、耐久性、施工性を有するものとする。

2 メータ補足管の主要部の形状､寸法及び材質は、図-１､２及び表-１､２に示すとおりとする。

3 伸縮部の構造

(1) 口径50㎜から100㎜までの伸縮部は、図-１に示すように、２本のスタッドボルトとナット（①～④）により押し板を受口フランジに密着させ、ゴムパッキンを介して水密性を保ち、又、同スタッドボルトはスライド管を固定する構造とする。
　なお、口径50㎜のショート型はナット④がヴィクトリック継手に干渉するので、ナット④は使用しない。
(2) 口径150㎜から300㎜までの伸縮部の構造は、ＪＷＷＡ Ｇ113､Ｇ114のＡ形接合形式による。
(3) 伸縮式の口径50㎜及び非伸縮式の配管接続用パッキンが接触する面には水密性を保つために適当なパッキン溝を有するものとする。

4 ストレーナの構造、材質

(1) ストレーナは、表-２に示す材質によるφ４㎜、千鳥ピッチの打抜き板(板厚0.8㎜)を下図の形状及び表-１の寸法に加工したものを使用する。ストレーナのねじ部には、同様の材質による板厚1㎜（非伸縮式(伸縮式は板厚2㎜))の環状の補強板をＴＩＧ溶接(ﾀﾝｸﾞｽﾃﾝ･ｲﾅｰﾄｶﾞｽ溶接)する。
(2) ストレーナのスライド管(伸縮式）又は補足管本体(非伸縮式)への取付は図-１又は図-２に示すように、表-１又は表-２のストレーナ取付ねじによる。

5 メータ補足管の外面には、次の事項を表示する。

(1) 口径（ショート型の場合はその識別表示(図-１､２の表示例を参照))
(2) 製造業者名又はその略号
(3) 製造年
(4) 水道水の流れ方向を示す矢印

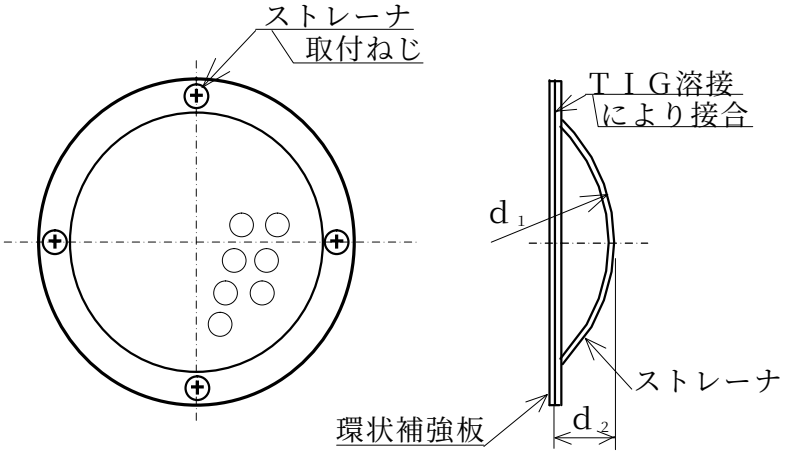

ストレーナの詳細図

図－１　メータ補足管（伸縮式）参考図

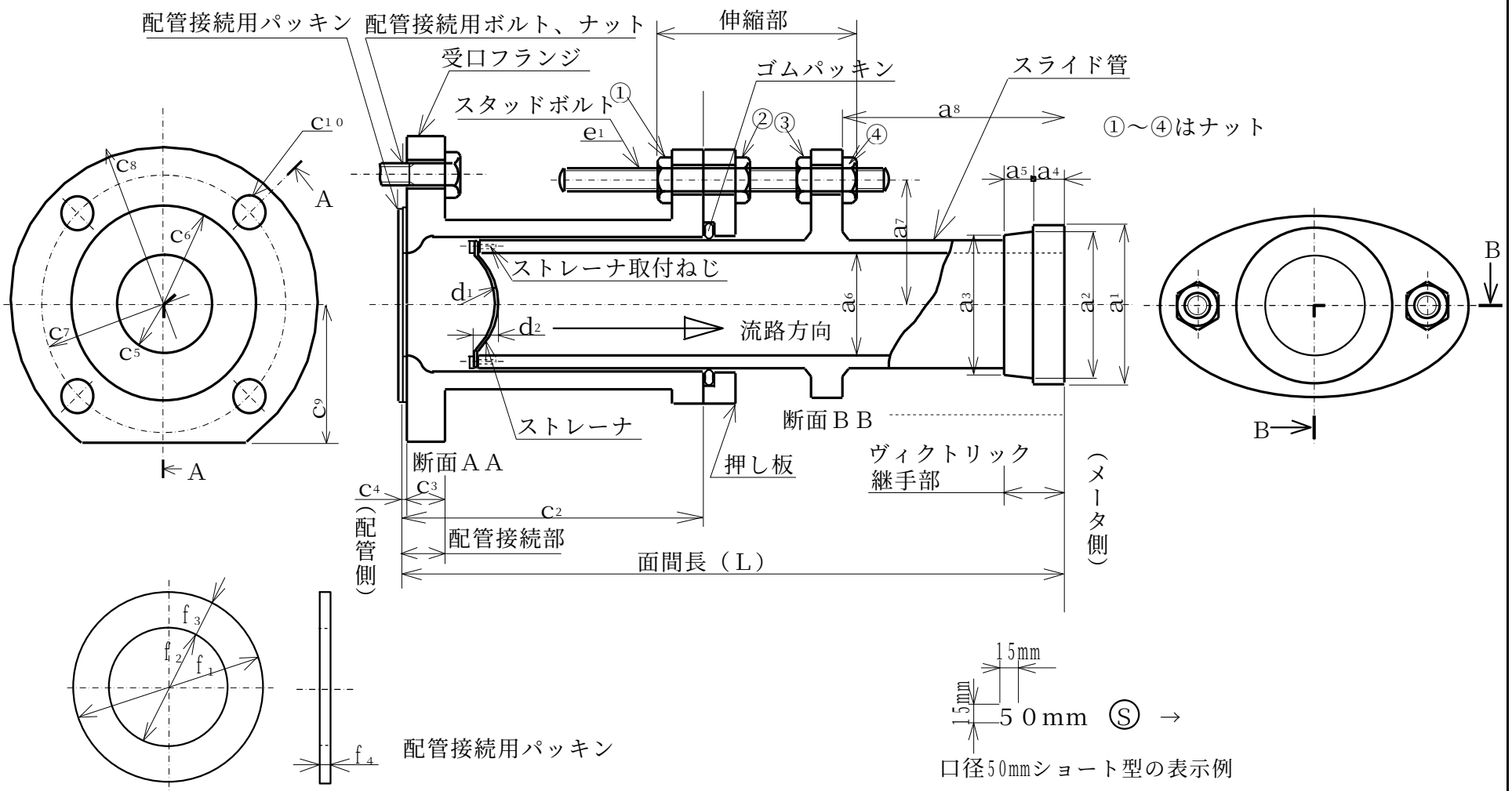

図－２　メータ補足管（非伸縮式）参考図

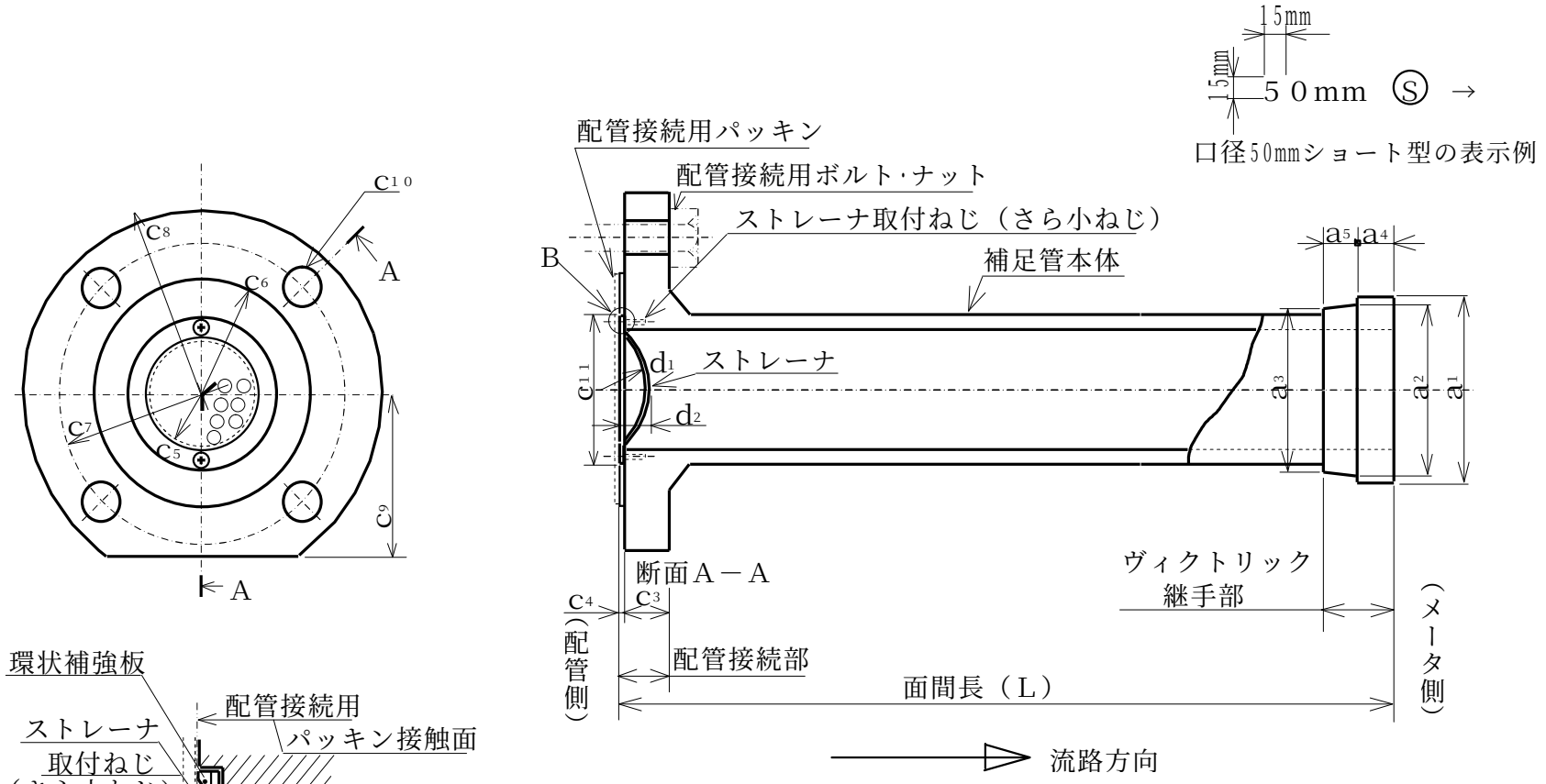

Ｂ部詳細参考図

注記 1)　ストレーナ取付ねじ（さら小ねじ）の頭が、補足管本体の配管接続用パッキン接触面よりも出ないこと。

表－１（１／２）　メータ補足管の主要部の形状、寸法

（mm）

型式	口径	スライド管(伸縮式)、補足管本体(非伸縮式)								受口フランジ(伸縮式)、補足管本体(非伸縮式)									
		a_1	a_2	a_3	a_4	a_5	a_6	a_7	a_8	c_2	c_3	c_4	c_5	c_6	c_7	c_8	c_9	c_{10}	c_{11}
伸縮式	５０	φ73	φ64	φ62	13	10	φ50	57	155	80	15	2	φ50	φ100	φ143	φ186	80	４-１９キリ(M16ボルト用)	――
	５０Sショート型								31										
	７５	φ101.5	φ93	φ89	14	16	φ75	70	117	120	JWWA G114の各口径に対応する7.5K、ＲＦ形フランジによる。						100	JWWA G114の各口径に対応する7.5K、ＲＦ形フランジによる	
	１００	φ130	φ121	φ116	16	18	φ100	87.5	155	130							――		
	１５０	φ183.4	φ175	φ169	16	23	φ150	JWWA G113、G114の各口径に対応するA形接合形式による。		225									
	２００	φ240.4	φ232	φ220	19	28	φ200			235									
	２５０	φ297.9	φ286	φ271.6	21	28	φ250			249									
	３００	φ348.4	φ336	φ322.8	21	28	φ300			230									
非伸縮式F式A	５０	φ73	φ64	φ64	13	10	φ50	――――		――	15	2	φ50	φ100	φ143	φ186	80	４-１９キリ(M16ボルト用)	φ70
	５０Sショート型																		
	７５	φ101.5	φ93	φ93	14	16	φ75				18	2	φ75	φ125	φ168	φ211	100		φ95
	１００	φ130	φ121	φ121	16	18	φ100				18	2	φ100	φ152	φ195	φ238	――		φ123

表－１（２／２）　メータ補足管の主要部の形状、寸法

（mm）

型式	口径	ストレーナ d_1	ストレーナ d_2	ストレーナ取付ねじ	ゴムパッキン	配管接続用ボルト・ナット	配管接続用パッキン f_1	f_2	f_3	f_4	スタッドボルト等 e_1 呼び径×ピッチ	e_1 全長	面間長 L 最大	L 最小
伸縮式	５０	R24	24	十字穴なべ小ねじ Ｍ３×８mm ４本で固定 JIS B 1111による。	Oリング　内径:φ61 線径:φ10	M16×65 完全ねじ部の長さ:38mm	100	50	25	3	M12×1.75	130	330	290
	５０Ｓ ショート型										M12×1.75	120	205	165
	７５	R32	34		Oリング　内径:φ87 線径:φ10	JWWA G114の各口径に対応する7.5K、フランジ形用ボルト・ナットによる。	JWWA G114の各口径に対応するＧＦ形フランジ用ガスケット２号による。				M12×1.75	150	350	300
	１００	R45	44		Oリング 内径:φ114 線径:φ10						M16×2	180	420	360
	１５０	R70	48	十字穴なべ小ねじ Ｍ４×１０mm ４本で固定 JIS B 1111による。	JWWA G113、G114の各口径に対応するＡ形接合形式用ゴム輪による。						JWWA G113、G114の各口径に対応するA形接合形式用T頭ボルト・ナットによる。		606	486
	２００	R90	58										766	636
	２５０	R130	58										774	634
	３００	R175	58										1,084	964
非伸縮V式A	５０	R20	24	十字穴さら小ねじ Ｍ３×６mm ２本で固定 JIS B 1111による。	――――――――	（伸縮式に同様）	100	50	25	3	――――――		312	
	５０Ｓ ショート型												172	
	７５	R32	34				JWWA G114の各口径に対応するＲＦ形ガスケットによる。						327	
	１００	R45	44										397	

1) スタッドボルト用のナットはＪＩＳ Ｂ 1181の１種による。

表－２　メータ補足管の主要部の材質等

<table>
<tr><th>型式</th><th>口径</th><th>スライド管
受口フランジ、押し板
補足管本体</th><th>ストレーナ</th><th>ストレーナ
取付ねじ</th><th>ゴムパッキン</th><th>配管接続用
パッキン</th><th>配管接続用
ボルトナット</th><th>スタッドボルト・
ナット</th></tr>
<tr><td rowspan="9">伸縮式</td><td>５０</td><td rowspan="4">JIS H5120
のCAC406(BC6)
又は、それと同等
以上の材質</td><td rowspan="9">JIS G4304、
JIS G4305
のSUS304</td><td rowspan="9">JIS G4303
のSUS305</td><td rowspan="4">JIS K6353の
Ⅰ類Ｈ:70に適合
するＳＢＲ又は
ＮＢＲによる。</td><td rowspan="5">JIS K6353の
Ⅲ類、H:60に適合する
SBR又はNBRによる。

JWWA G114の
ＧＦ形
ガスケット2号
による。</td><td rowspan="4">JIS G4303、
JIS G4304、
JIS G4305の
SUS304又は
SUS305</td><td rowspan="4">ｽﾀｯﾄﾞﾎﾞﾙﾄはJIS G4303、
JIS G4304、JIS G4305
のSUS304。
ナットは同規格の
SUS304又はSUS305</td></tr>
<tr><td>５０Ｓ
ショート型</td></tr>
<tr><td>７５</td></tr>
<tr><td>１００</td></tr>
<tr><td>１５０</td><td rowspan="4">JIS G5502のFCD450
又は、それと同等
以上の材質</td><td rowspan="4">JWWA G113、G114の
Ａ形接合形式用
ゴム輪による。</td><td rowspan="4">JIS G4303、
JIS G4304、
JIS G4305
のSUS304</td><td rowspan="4">JIS G4303、JIS G4304、
JIS G4305のSUS304、
又はSUS305</td></tr>
<tr><td>２００</td></tr>
<tr><td>２５０</td></tr>
<tr><td>３００</td></tr>
<tr><td rowspan="4">非伸縮Ｆ式Ｖ
Ａ</td><td>５０</td><td rowspan="4">JIS H5120
のCAC406(BC6)
又は、それと同等
以上の材質</td><td rowspan="4">――――――</td><td rowspan="4">JIS K6353の
Ⅲ類、Ｈ:60に
適合するＳＢ
Ｒ又はＮＢＲ
による。</td><td rowspan="4">JIS G4303、
JIS G4304、
JIS G4305の
SUS304又は
SUS305</td><td rowspan="4">――――――</td></tr>
<tr><td>５０Ｓ
ショート型</td></tr>
<tr><td>７５</td></tr>
<tr><td>１００</td></tr>
</table>

1) 材質がFCD450の場合、JWWA G112のエポキシ樹脂粉体塗料若しくは、それと同等以上の塗装を施し、その塗膜厚さは、内面0.3㎜以上、外面0.15㎜以上とする。

2) ステンレス製のボルト・ナットには、ナットのねじ部に窒化処理又は二流化モリブデンの塗布などの焼付防止処置を施す。

3) ＳＢＲ(ｽﾁﾚﾝﾌﾞﾀｼﾞｴﾝｺﾞﾑ)、ＮＢＲ(ｱｸﾘﾙﾆﾄﾘﾙﾌﾞﾀｼﾞｴﾝｺﾞﾑ)を意味する。

15.4　メータます（保温材付きメータます）及びメータ室の設置

(1)メータます及びメータ室は次の点に注意し、給水装置の維持管理及び計量に支障のないように設置する。

ア　メータの口径に適合した所定のます及びメータ室を設置する。

イ　ずれ、沈下等が生じないよう、ますの周囲を十分つき固める。

ウ　特に通路等に設置する場合はコンクリート等で周囲を保護する。

エ　メータますの上部が地表面と同レベルになるように設置し、ますの中に雨水等が流入しないように考慮する。

(2)メータます及びメータ室の種類、要件等

ア　13㎜から100ｍｍまでのメータます

（ア）表－１に示す内部寸法以上を有するものであること。

（イ）強度は、静荷重試験で最大荷重が17ｋＮ以上有すること。

（ウ）メータの凍結を防止するため、ふたの裏面に「17.8.4 使用材料の厚さ及び材質」に記した保温材を使用するなどの凍結防止策が講じられていること。

（エ） ふたの表面に、水道用メータますであることが容易に確認できる文字、「積載禁止」の文字が明記されていること。

（オ）ふたには、ふたを開けるときに用いる検針棒が入る程度の穴又は切欠きを設けること。

（カ） ふたの重量が過大になる場合は、長辺を等分するように分割し、左右に開く構造（観音開き）とする。

（キ）50 ㎜以上メータますは、検針時に支障がない程度に部分的に開く検針用のふたを設ける。

（ク）金属探知機が容易に反応を示すこと。

表－１

メータます種類	内部寸法（㎜）		
	長さ	幅	高さ
13㎜用	320	170	180
20・25㎜用	460	220	190
30・40㎜用	520	270	225
50㎜用	850	600	370
75・100㎜用	1100	650	650

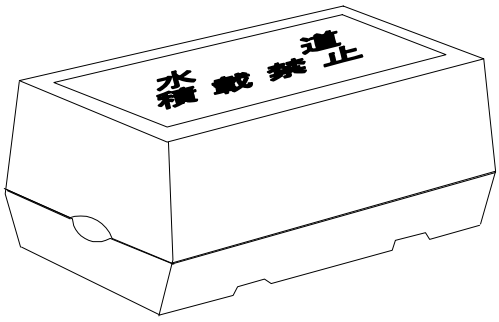

イ　50mm から 350 ㎜までのメータ室ふた及びメータ室

（ア）表－2 に示す有効寸法を有するものであること。

（イ）強度は、静荷重試験で最大荷重が 60ｋＮ以上有すること。

（ウ） ふたの表面に、水道用メータますであることが容易に確認できる文字、「積載禁止」の文字が明記されていること。

（エ） ふたには、ふたを開けるときに用いる検針棒が入る程度の穴又は切欠きを設けること。

（オ） ふたの重量が過大になる場合は、長辺を等分するように分割する。

（カ）メータの検針時に支障がない程度に部分的に開検針用のふたを設ける。

（キ） 金属探知機が容易に反応を示すこと。

表－2 メータ室ふた各部の寸法

（単位㎜）

メータ室ふたの種類	開口部有効寸法	
	L	W
50 ㎜用	720	520
75～300 ㎜用	980	600

※　L、Wの許容差は－0 ㎜、＋は規定しない。

（ク）50～100mm用メータ室の標準構造（寸法は「表－3」参照）

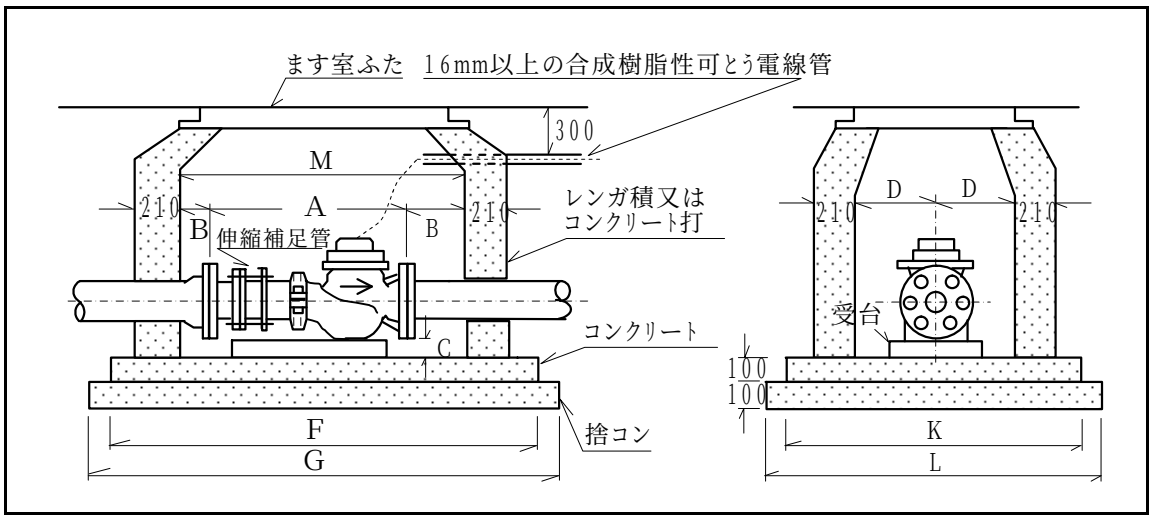

（ケ）150～300mm用メータ室の標準構造（寸法は「表－3」参照）

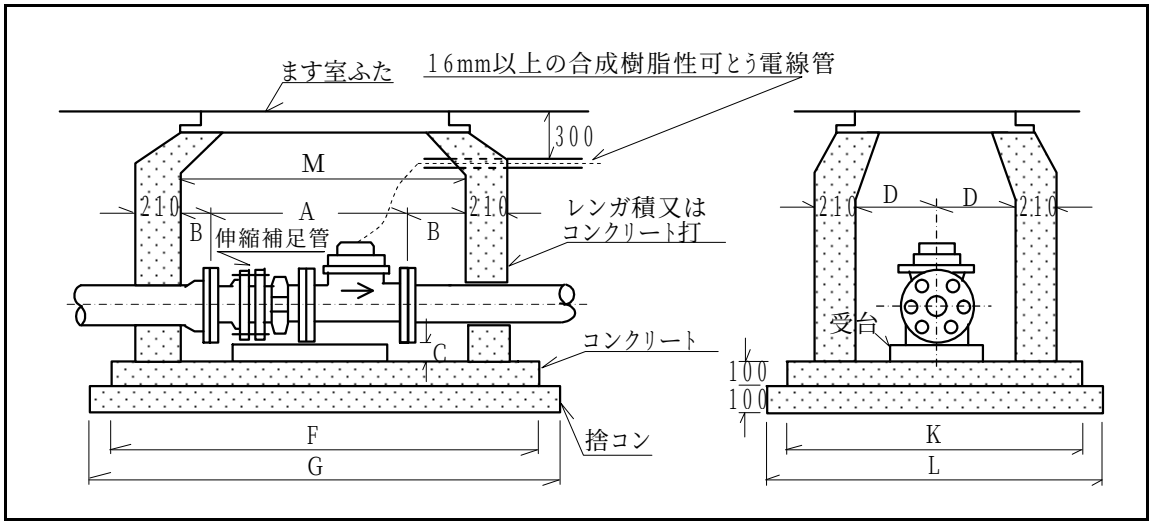

表－3　メータ室寸法表　（mm）

呼び径 / 記号	５０	７５	１００	１５０	２００	２５０	３００
A(注)	560	630	750	1,000	1,160	1,240	1,600
B	170	175	175	200	250	300	350
C	60	70	70	100	110	120	130
D	350	350	350	400	450	500	550
F	1,360	1,540	1,660	1,960	2,220	2,400	2,860
G	1,480	1,660	1,780	2,080	2,340	2,520	2,980
K	1,140	1,240	1,240	1,340	1,440	1,540	1,540
L	1,260	1,360	1,360	1,460	1,560	1,660	1,660
M	900	980	1,100	1,400	1,660	1,840	2,300

(注１)Ａの寸法は、メータ本体と補足管を合わせた全長を示したものであるため、パッキンの厚さを考慮すること。

なお、呼び径50㎜において、仕切弁Ａを使用した場合のメータ本体と補足管を合わせた寸法は、420㎜となる（仕切弁の寸法が140㎜であり、メータ本体と補足管を合わせて560㎜となる。)。

(注２)メータ室築造に当たっては「表－4 メータ室築造材料」を参考にして行う。

表－4　　メータ室築造材料（参考）

品　名		単位	数　量		
			50㎜用	75㎜用	150㎜用
割栗石		m^3	0.19	0.30	0.33
	セメント	kg	275.15	427.64	475.05
	洗　砂	m^3	0.37	0.58	0.64
	洗砂利	m^3	0.75	0.16	1.16
	計		0.83m^3分	1.29m^3分	1.43m^3分

※　コンクリートの配合比は１：２：４

(3) 地上式メータユニット、複式メータボックスを使用する場合は、「13.2.1 配管口径」に留意すること。

15.5　メータの取付け

メータの取付けを行う場合は、メータの向きや設置位置を取り違えること（逆取付やメータクロス）のないように、水流の方向とメータに表示してある矢印を確認するとともに、施工後にメータ番号を確認するなど、細心の注意を払った上で施工し、新しいパッキンを使用して水平に取り付ける。

なお、メータを仕切弁に取り付ける場合、次の点に注意する。

(1)　40mm以下の場合

下流側に逆止弁付メータパッキン（局支給）、上流側メータパッキンを使用する。

なお、逆止弁付メータパッキンの向きには十分注意して設置すること。

仕切弁Ａのメータ連結部は、伸縮構造（伸縮量約10㎜）となっているので伸縮機能を適正に確保するため、メータ取付後、ソケットに表示されている確認線が見えるようにメータを取り付ける。

また、集合住宅等一建物に複数のメータを設置する場合は、メータ設置箇所に「お客さま識別標」を取り付ける。

なお、取付け方法については、「15.7 集合住宅等におけるメータ設置の規則性の確保」を参照する。

※　仕切弁Ａ以外のものを使用する場合は、メータ下流側に設置するメータ伸縮ソケットの伸縮機能を適正に確保して取り付けること。

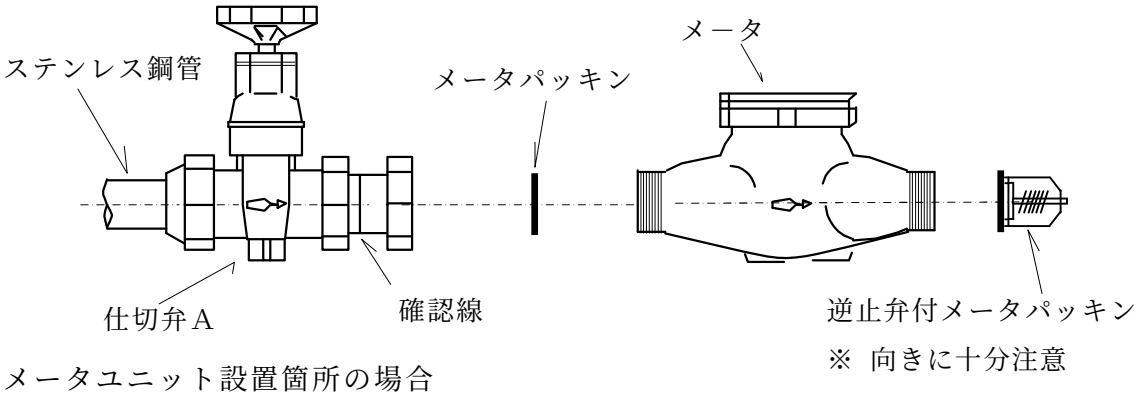

(2)　メータユニット設置箇所の場合

ア　メータの取付けは、スライドハンドルの回転等でメータ接続部を伸縮させ、メータを圧着して取り付ける。

イ　施工に当たっては、当局の指定するメータパッキン又はＯリングを使用する。

なお、逆止弁付メータパッキンは、メータユニット等構造上入らないものには使用しない。

ウ　メータを取り付けた後、スライドハンドルを結束バンドで固定し､回転を防止する。

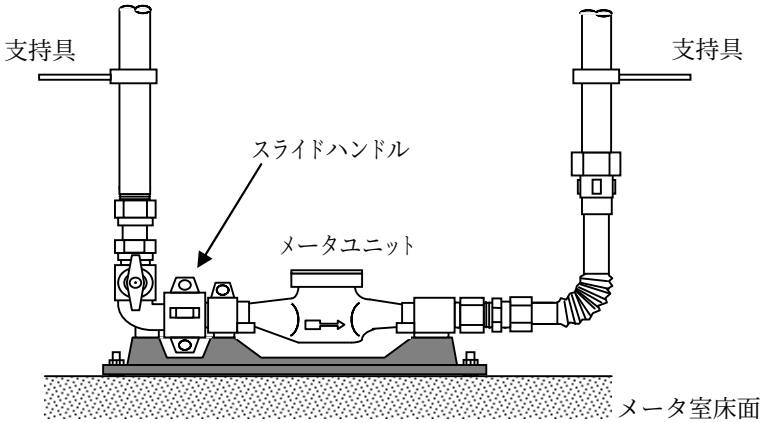

(3)　50mm以上の場合

ア　メータ補足管（伸縮式）の取付けを伴う工事の種類と施工者及び費用負担区分

工事の種類	施　工　者	費用負担区分
新設工事及びメータの口径変更を伴う改造工事	指定給水装置工事事業者	使用者(工事申込者)等の負担

イ　施行方法等

（ア）メータ補足管のフランジ接合部は、所定のガスケット（又はゴムパッキン）及びボルトナットを使用する。

（イ）ずれ、沈下等が生じないよう、メータ補足管の下部には、レンガ又はブロック等により、受台を設ける。

（ウ）屋内（地下室など）に取付ける場合、メータ補足管とメータ本体の両端フランジ部は、特にずれ等が生じないよう、抜け出し防護鋼材等で堅固に固定する。

(4)　増圧直結給水方式の場合

増圧直結給水方式において、メータバイパスユニットを設置する場合は、「8.2 増圧直結給水方式」を参照すること。

15.6　メータの隔測装置の設置

メータの隔測装置とは、メータ設置位置から離れた場所で指針の確認ができる装置をいい、水道使用者等からの申請に基づき、水道使用者等の負担で隔測装置を設置することができる

この装置により、重い鉄蓋の開閉等を伴う大口径メータの指針確認を別の場所で行ったり、マンション等集合住宅の集中検針が可能になるなど、水道使用者等の使用水量の管理面において利点がある反面、保守管理に相当の経費が掛かるなどの問題点もあるため、設置については、慎重に検討する必要がある。

15.6.1　メータ隔測装置の設置

（１）　口径13㎜から40㎜までのメータに隔測装置を設置する場合

隔測装置の設置に当たっては、電子式メータの設置が必要となる。当局が通常設置するメータは機械式メータのため、その差額及びメータ設置費用等は使用者等の負担となる。

このため、隔測装置の設置に際しては、以下の施行基準等に基づき手続きを行うこと。

ア　施行基準等

以下の基準に適合するものであること。

(ア) メータの隔測装置工事基準（参考資料編参照）

（イ）メータの隔測装置維持管理基準（参考資料編参照）

（ウ）メータの隔測装置施工業者基準（参考資料編参照）

イ　提出書類等

以下の書類等を取扱事業所へ提出すること。

（ア）「メータの隔測装置設置に関する協定書」（様式21）

（イ）「メータの隔測装置設置施行承認申請書」（様式20-1）

協定書、隔測承認申請書は、隔測装置を設置する建物ごとに一部提出する。ただし、申請者が異なる場合は、申請者ごとに提出する。

（ウ）「メータの隔測装置施行業者指定申請書」（様式51）

(エ) 設計図

隔測装置の設置位置を明示した位置図、平面図、隔測装置全体の構成図及び表示器等の仕様書から構成したものを提出させる（紙質、用紙の指定はなし）。

（２）　口径50㎜以上のメータに隔測装置を設置する場合

大口径メータについては、検針業務を円滑に行うため、隔測装置の設置有無に関わらず、都の費用負担により電子式メータを設置している。このため、隔測装置の設置を希望する場合においてもメータの差額等は発生せず、都が設置するモバイルボックスのパルス分岐端子からの配線が使用者等の負担（施行）となる。この場合の取扱いは以下による。

ア　モバイルボックスの設置

モバイルボックスは、壁掛式により、次の条件に適合する場所へ都が設置する。

ただし、立地条件やその他の理由により、壁掛式にできない場合はスタンド式を設置する。

（ア）　モバイルボックスの取り付け場所は、発信器から最短距離とする（最長距離は概ねメータ一体コード延長の10mとする。）。

なお、長距離配線が必要な場合は、保護管内に隔測用コード（電子メータ用、４芯）を挿入したものを埋設しておく。

（イ）　取付け高さは120㎝から150㎝までを標準とする。

イ　申請書類

以下の書類を都の量水器事務所へ提出する。

・「隔測表示器出力パルス使用承諾申請書」（様式20-2）

ウ　保護管の配管工事（図－１参照）

（ア）保護管は、メータ室の側壁面から20㎝、地上立上り部はモバイルボックス取付け予定位置下端の50㎝程度まで配管し、通線用のリード線を挿入する。

また、配管の両端に土砂等の侵入防止のためのキャップを取り付ける。

（イ）保護管の埋設深さは30㎝を標準とする。

（ウ）コードの挿入を容易にするため、保護管の曲部は弧状にし、継ぎ手にエルボは使用しない。

エ　施行上の取扱い

施行上の取扱いについては、参考資料「電子メータ出力パルス使用に関する取り扱いについて」による。

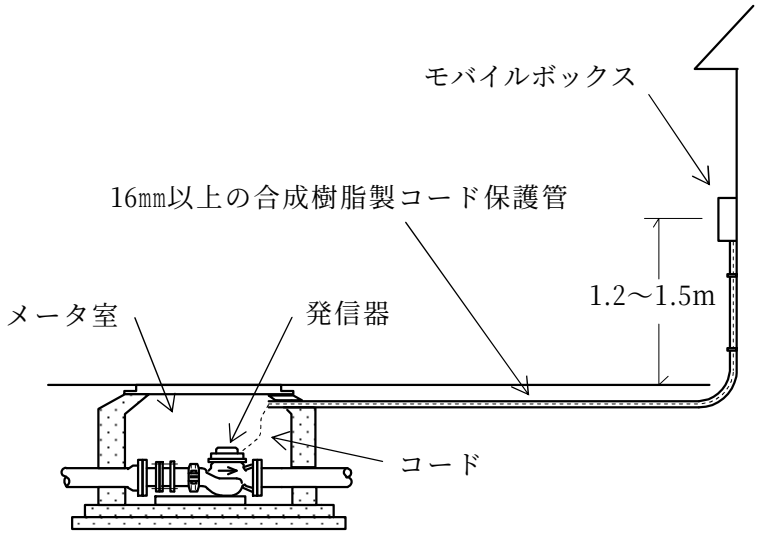

図－１　大口径メータ隔測装置を標準図（壁掛式）

※　メータ室の蓋に検針用小窓がある場合、通常はモバイルボックスを設置しない（隔測表示器出力パルス使用承諾申請書の提出があった場合を除く）。

15.7　集合住宅等におけるメータ設置の規則性の確保

(1)　直圧直結給水装置等屋外に設置する場合

１～３階建てアパート等屋外に複数のメータを設置する場合、原則として、各メータの並びは、各部屋との相関性を損なわない並びとする。ただし、上下（２階建て及び３階建て直圧直結給水等）の関係は次による。

ア　上階、下階のメータを横並びに配置する場合は、左側のメータを最上階へ、以下順次下層階へ配管する。

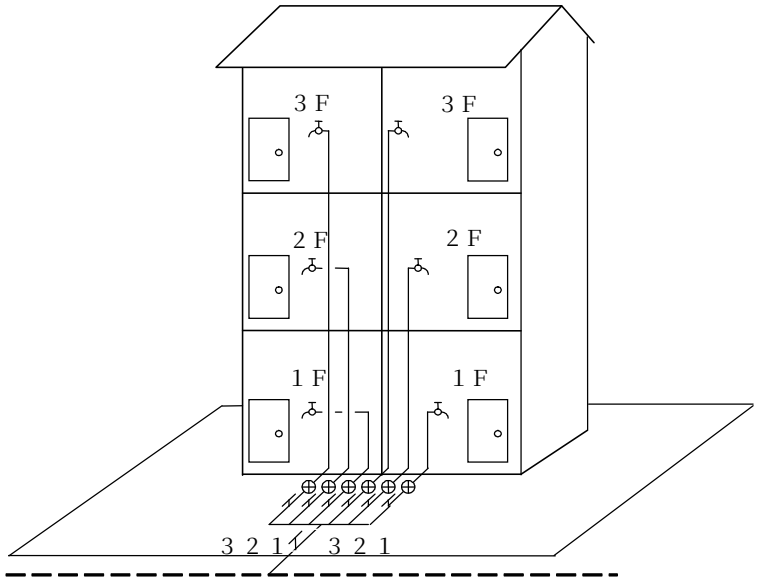

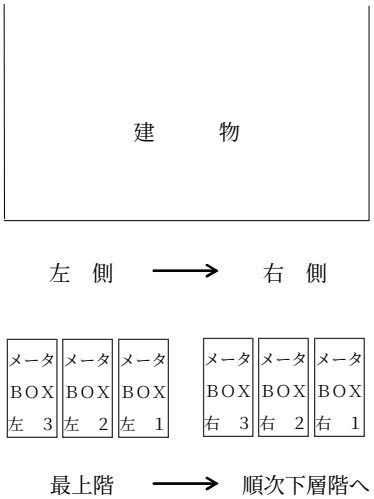

イ　上階、下階のメータを縦並びに配置する場合は、手前側のメータを最上階へ、以下順次下層階へ配管する。

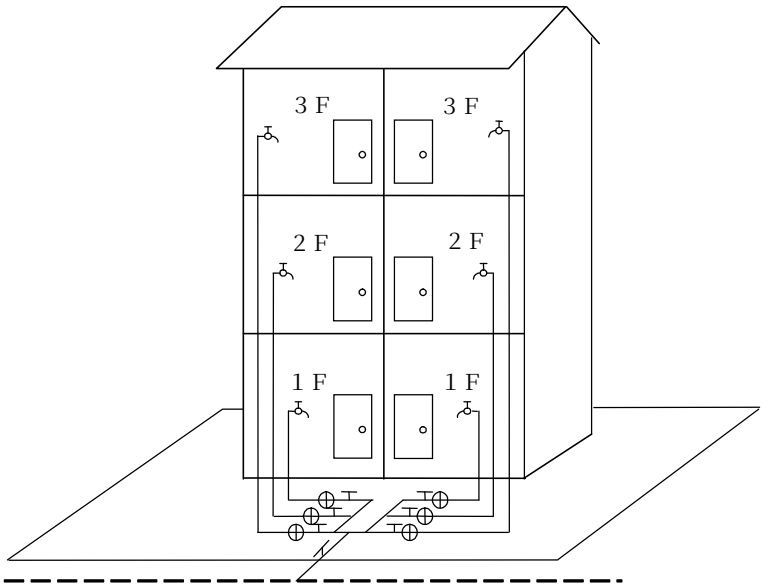

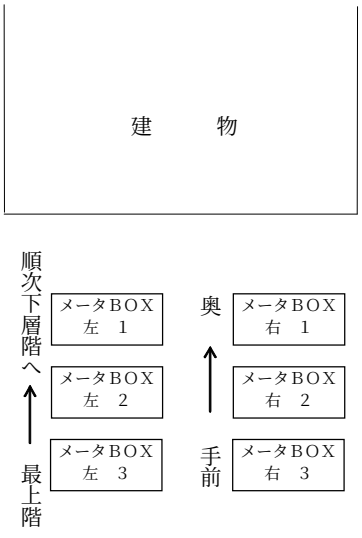

(2)　受水タンク以下装置等メータ室に設置する場合

各メータと部屋との関係は次のとおりとする。

なお、受水タンク以下装置等（ポンプ直送方式）であっても、メータを屋外に設置する場合は(1)による。

ア　２個のメータを前後に配置する場合は、手前のメータを左側の部屋、奥のメータを右側の部屋へ配管する。

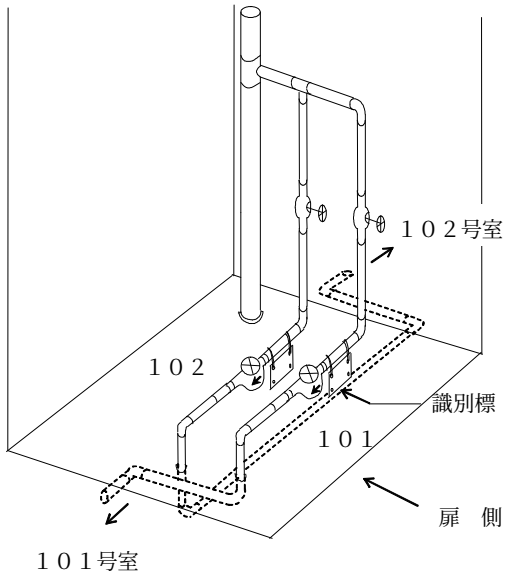

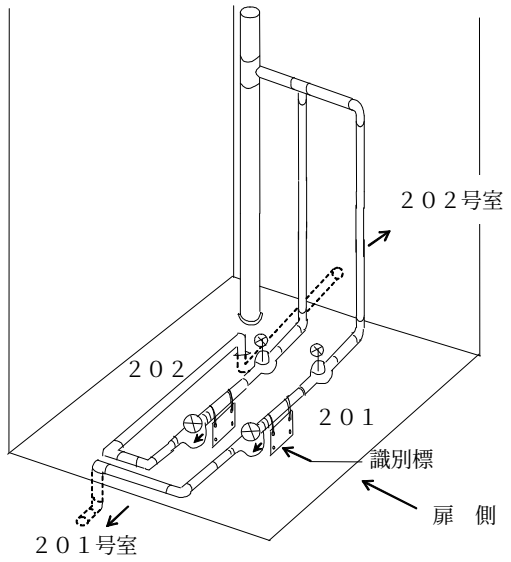

イ　２個のメータを上下に配置する場合は、下のメータを左側の部屋、上のメータを右側の部屋へ配管する。

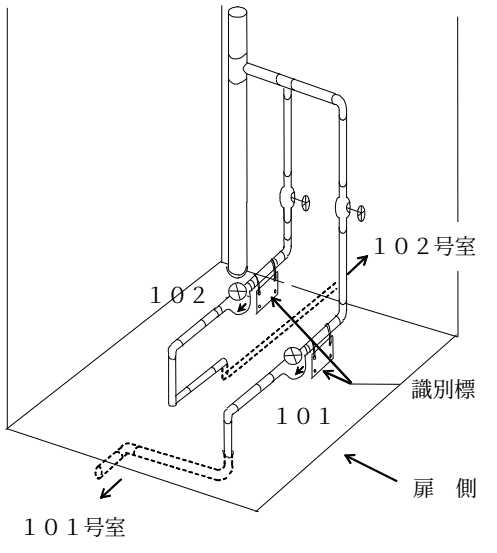

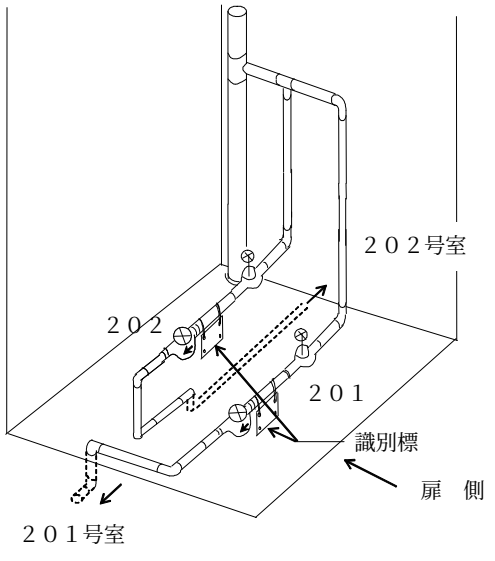

ウ　２個のメータを横並びに配置する場合は、左側のメータを左側の部屋、右側のメータを右側の部屋へ配管する。

エ　３個以上のメータを設置する場合は、アからウを参考に当該建物内で規則性を持たせる。

１６　私設消火栓の設置

消火栓には、都が配水小管に設置する公設消火栓と、使用者等が給水装置に設置する私設消火栓とがある。

私設消火栓の設置に関する取り扱いは、次のとおりである。

16.1　私設消火栓の種類等

私設消火栓は設置する場所によって、屋外消火栓と屋内消火栓とに分けられる。

屋外消火栓には地上式と地下式とがあり、いずれも消火用ホース接続口が２箇所（双口）のものと１箇所（単口）のものがある。

屋内消火栓は、建物内に設置するもので消火用ホース及びノズル（管そう）とともに、同一の箱内に収納する小形のものである。

16.2　私設消火栓の設置方法等

(1)　屋外消火栓の設置方法

ア　設置位置等は、原則として消防法施行令、同施行規則等に基づくこととし、消防活動に便利なところとする。

イ　消火栓の口径及び形状は、原則として公設消火栓と同様のものとする。

ウ　消火栓用給水管口径は、原則として100㎜以上とする。ただし、配水小管の水圧条件がよく、短距離配管の場合で単口消火栓１基のみ設置するときは75㎜とすることができる。

エ　消火栓は、水圧と水量とが十分でないとその機能が果せないことから、設置位置周辺の水圧状況を考慮し、状況によって受水タンク以下装置に設置するよう指導する。

オ　消火栓専用のメータは原則として設置しない。ただし、消火栓専用の給水装置を設置する場合は、給水管内に停滞水が生じないよう水抜き栓を設け当該水抜き栓専用のメータを設置する。

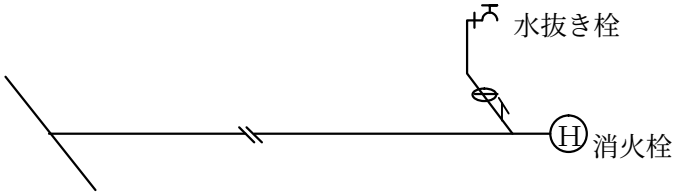

カ　設置用材料

屋外消火栓の設置に必要な主な材料は次のとおりである。

（ア）消火栓 …… 単口又は双口

（イ）フランジ付Ｔ字管（消火栓用）

（ウ）フランジ短管（消火栓用）

キ　保護ます（消火栓室）

消火栓用鉄蓋、消火栓キョウ用コンクリートブロック等を用いて築造する。

(2)　屋内消火栓の設置方法

屋内消火栓は、器具の構造その他の事由から、給水装置に設置することは好ましくないので、受水タンク以下装置に設置するよう指導する。

(3)　使用者等は、給水条例第16条第１項第三号、同条第２項第三号及び同条例第17条の規定によって、消火栓を使用する場合は都に届出ることになっているので、この旨使用者等に説明する。